
藤里町公共施設等総合管理計画

(令和4年3月改訂)

令和4年3月

藤里町

目次

序論	1
1. 藤里町公共施設等総合管理計画策定の目的.....	1
2. 計画の位置づけ.....	1
3. 対象とする施設、インフラ施設.....	2
4. 計画の期間.....	2
第1章 本町の公共施設の現状	3
1. 公共施設・インフラ施設の現状.....	3
(1) 公共施設.....	3
(2) 道路・橋梁.....	6
(3) 上水道・下水道.....	9
(4) 「藤里町公共施設等総合管理計画（平成29年3月策定）」の計画期間内に実施した、 取得・除却・耐震化・大規模改修等.....	12
第2章 藤里町の現状と課題	13
1. 藤里町の概要.....	13
2. 人口.....	14
3. 財政.....	15
(1) 歳入の推移と内訳.....	15
(2) 歳出の推移と内訳.....	17
(3) 有形固定資産減価償却率の推移.....	20
4. 公共施設の維持・管理における課題.....	21
(1) 公共施設の老朽化.....	21
(2) 公共施設の維持管理における、費用対効果と施設の利用状況の把握.....	21
(3) 今後見込まれるインフラ施設の更新.....	21
第3章 公共施設及びインフラ施設等の更新にかかる将来コスト	22
1. 将来コスト推計の対象.....	22
(1) 対象となる施設.....	22
(2) 施設の分類.....	22
2. 更新費用算出の考え方と更新単価.....	24
(1) 公共施設の更新及び大規模改修.....	24
(2) 道路、橋梁の更新.....	25
(3) 上下水道の更新.....	25
3. 将来コストの推計.....	27
(1) 公共施設.....	27
(2) 道路・橋梁.....	28
(3) 上下水道.....	30

(4) すべての公共施設・インフラ施設にかかる将来コスト	32
第4章 本町の公共施設等の管理に関する基本方針	34
1. 基本目標	34
(1) 安全・安心な公共施設管理の推進	34
(2) 財政規模に応じた、合理的な公共施設運営の推進	34
(3) 資産の有効活用の推進	34
(4) 予防保全の推進	34
2. 公共施設等の管理における基本的な考え方	35
(1) 点検・診断等の実施方針	35
(2) 維持管理・更新、ユニバーサルデザイン化等の実施方針	35
(3) 安全確保の実施方針	35
(4) 耐震化の実施方針	36
(5) 長寿命化の実施方針	36
(6) 統合・廃止の実施方針	37
3. 推進体制	38
(1) 公共施設マネジメント会議による全庁的な推進体制	38
(2) 情報共有	38
(3) PDCA サイクルによる評価・検証	38
4. 公共施設の施設類型ごとの管理に関する基本方針	39
(1) 町民文化系施設	39
(2) 社会教育系施設	40
(3) スポーツ・レクリエーション系施設	40
(4) 産業系施設	41
(5) 学校教育系施設	41
(6) 子育て支援施設	42
(7) 保健・福祉施設	42
(8) 医療施設	43
(9) 行政系施設	43
(10) 公営住宅	44
(11) 供給処理施設	44
(12) その他	45
(13) 上水道施設	45
5. 道路・橋梁の管理に関する基本方針	46
(1) 道路	46
(2) 橋梁	46

序論

1. 藤里町公共施設等総合管理計画策定の目的

わが国では、深刻な少子高齢化の進行や人口の大都市圏一極集中により、地方の人口減少に歯止めがかからず、地方財政はますます厳しさを増しています。本町においても、町の将来推計人口は大きく減少すると見込まれており、限りある町の財源をいかに効率的に配分していくかが、今後の持続的な町政運営の鍵となります。

このような中、本町では、町保有の公共施設の老朽化が進み、今後、多くの施設で早急な対策を要する見込みとなっています。

こうした状況に対し、国は、平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定するとともに、地方に対しても公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針を示すなど、公共施設等に求められる安全性・機能を今後も確保していくための支援を実施するとしています。

このような背景を踏まえ、本町においても、総合的に公共施設等を管理するための方針を定めることを目的として、平成 26 年 4 月 22 日付総財務第 75 号「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき、平成 29 年 3 月に藤里町公共施設等総合管理計画を策定しました。

本計画は、公共施設等の維持管理方針に係る評価・検証や人口動向及び社会情勢の変化等に基づき、計画の見直しを行うとともに、今後の公共施設等のあり方を改めて検討することを目的として策定するものです。

2. 計画の位置づけ

国は平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」により地方公共団体の行動計画を示し、平成 26 年 4 月 22 日付総財務第 74 号「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」により、公共施設等総合管理計画の策定を各地方公共団体に要請しています。

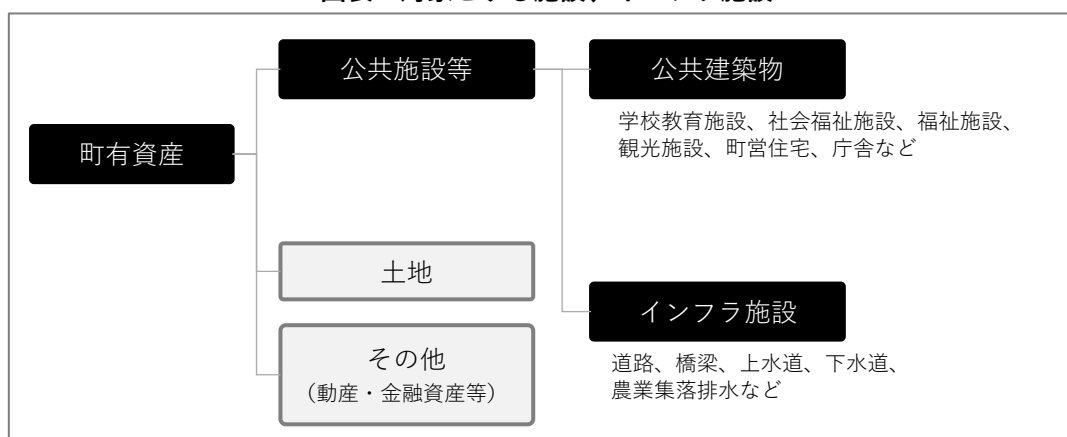
こうした国の動向を踏まえ、本計画は、本町における公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画として位置づけます。

3. 対象とする施設、インフラ施設

公共施設等総合管理計画は、長期的視点を持って更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことで財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適な配置を実現しようとするものであることから、公共施設等の全体を把握する必要があります。

このため、町が所有する建築物だけでなく、道路・橋梁や上水道・下水道等のインフラ施設も対象とします。

図表 対象とする施設、インフラ施設



4. 計画の期間

この計画は、公共施設等の維持管理・更新費用を長期的な視点から見据えるため、令和4（2022）年度から令和13（2031）年度までの10年間を計画期間とする基本的な方策を示すものとします。

なお、今後の社会経済情勢の変化及び施策効果に対する評価を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

第1章 本町の公共施設の現状

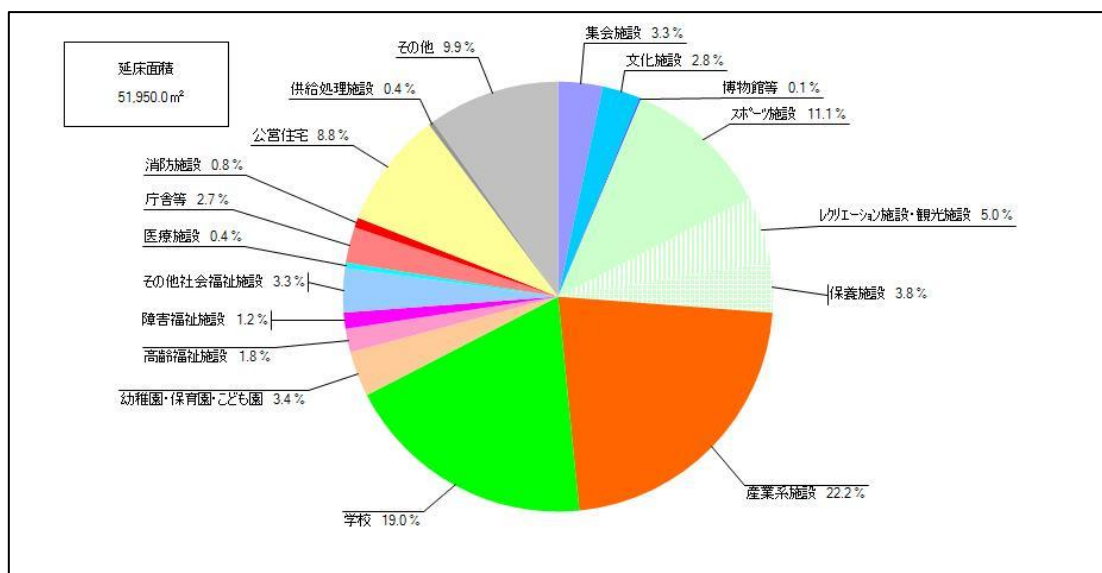
1. 公共施設・インフラ施設の現状

(1) 公共施設

令和2（2020）年度末時点で、本町が所有する公共施設の総延床面積は約 51,950.0 m²となっています（水道施設及び下水道施設、構造物を除く）。

建築用途別では、「産業系施設」が 22.2%で最も多く、次いで「学校」が 19.0%、「スポーツ施設」が 11.1%と上位3つの施設の中でも、特に「産業系施設」が大きな割合を占めています。

図表 建物面積の内訳



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver.2.10 より作成

図表 藤里町の公共施設保有量

令和3年4月1日現在

大分類	中分類	棟数 (棟)	延床面積 (㎡)
町民文化系施設	集会施設	12	1,740.00
	文化施設	5	1,468.00
社会教育系施設	博物館等	3	75.90
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	17	5,766.49
	レクリエーション施設・観光施設	15	2,605.04
	保養施設	2	1,952.25
産業系施設	産業系施設	37	11,548.87
学校教育系施設	学校	13	9,871.20
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	6	1,771.00
保健・福祉施設	高齢福祉施設	2	920.75
	障害福祉施設	1	630.00
	その他社会福祉施設	3	1,728.00
医療施設	医療施設	2	206.00
行政系施設	庁舎等	4	1,399.00
	消防施設	8	392.00
公営住宅	公営住宅	64	4,555.56
供給処理施設	供給処理施設	2	194.00
その他	その他	25	5,125.92
上水道施設	上水道施設	45	1,448.61
下水道施設	下水道施設	4	1,359.00

※ 個別の施設の延べ床面積について、小数点以下の端数処理の関係で、合計が公共施設等更新費用資産ソフトの算出結果と合わないことがある。

資料：藤里町固定資産台帳

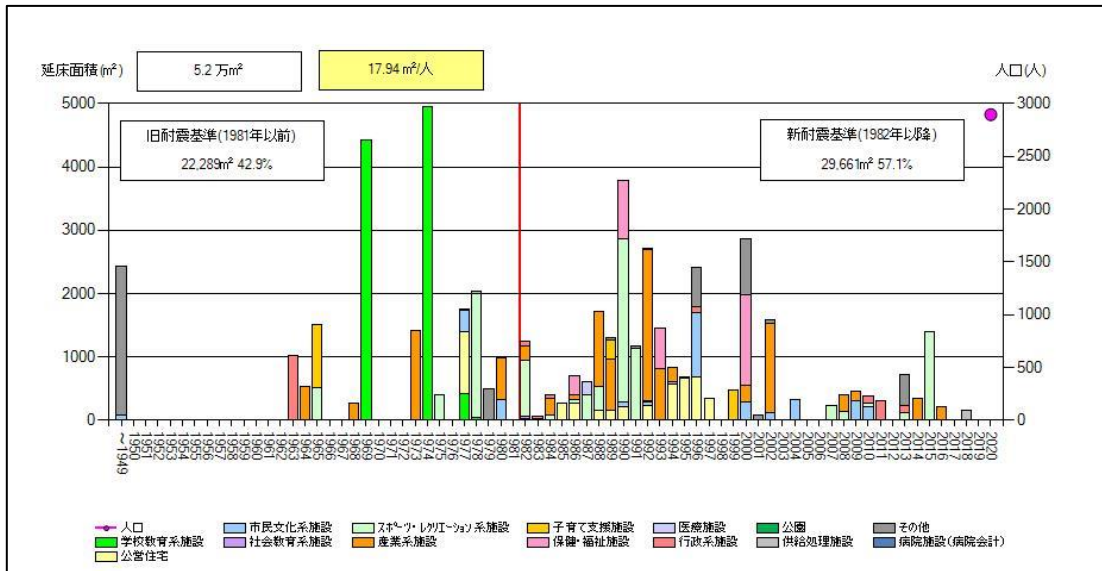
公共施設の整備延床面積の推移をみると、昭和56(1981)年以前の旧耐震基準に基づいて建築されたものが全体の42.9%、昭和57(1982)年以降の新耐震基準に基づいて建築されたものが57.1%となっています。

旧耐震基準に基づき建築された公共施設の整備延べ床面積をみると、特に学校教育系施設の面積が大きな割合を占めていることがわかります。

この時期に整備された施設は耐震基準が変更される前のものであるため、大規模改修、建て替えを要する可能性が高まっており、今後施設の除却も含めた検討が必要です。特に学校施設については、統廃合に伴う施設の再利用等の検討も必要です。

一方、新耐震基準に基づいて建築された公共施設の整備延べ床面積をみると、耐震基準としては新基準を満たしているものの、その多くが整備から20年以上経過しており、老朽化が進行しています。今後、限られた財源の中で計画的かつ効果的な維持管理を行っていく必要があります。

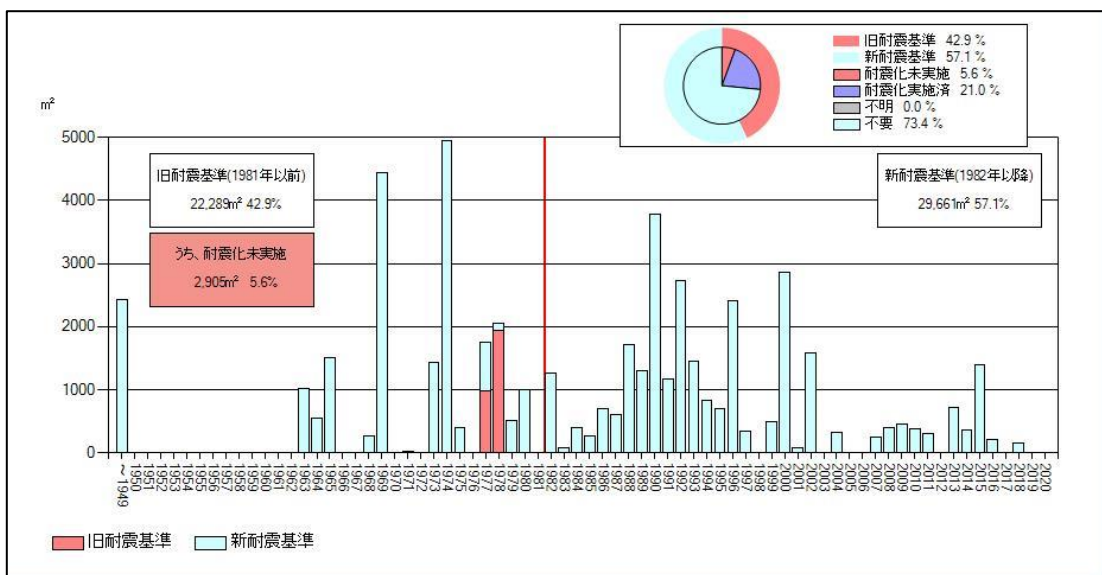
図表 公共施設の整備延べ床面積の推移



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver.2.10 より作成

なお、本町の公共施設の耐震化の状況を見ると、旧耐震基準に基づき建築された公共施設のうち5.6%が耐震化未実施となっており、該当の施設については、耐震化対策の実施や施設の利用中止等の対策を急ぐ必要があります。

図表 公共施設の耐震化の状況



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver.2.10 より作成

(2) 道路・橋梁

令和2（2020）年度末時点の、本町の分類別道路実延長と道路面積をみると、町が管理する町道の総延長は151,956mとなっています（自転車歩行者道含む）。

また、本町が所有する橋梁の面積は8,950.0㎡となっています。既に耐用年数を超える橋梁があることに加え、今後新たに耐用年数を迎える橋梁があることから、計画的に維持・修繕工事を実施していく必要があります。

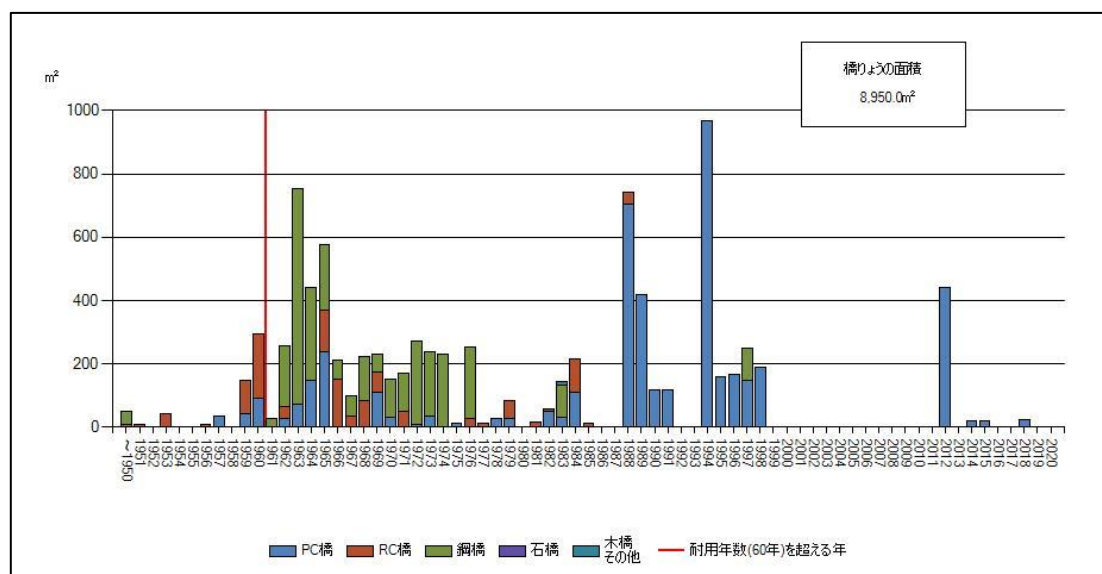
図表 分類別道路実延長と道路面積

令和3年4月1日現在

	実延長 (m)	道路面積 (㎡)
一般県道	50,266	359,627
町道、自転車歩行者道の合計	151,956	787,652
1級（幹線）町道	22,166	175,200
2級（幹線）町道	20,867	127,744
その他の町道	108,424	483,051
自転車歩行者道	499	1,657
合計	202,222	1,147,279

資料：藤里町調べ

図表 構造別、年度別にみた橋梁の整備面積



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver.2.10 より作成

図表 構造別、年度別橋梁面積 (㎡)

令和3年4月1日現在

年度	PC 橋	RC 橋	鋼橋	石橋	その他	計
～1950	0.0	9.6	40.6	0.0	0.0	50.2
1951	0.0	8.8	0.0	0.0	0.0	8.8
1952	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1953	0.0	41.4	0.0	0.0	0.0	41.4
1954	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1955	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1956	0.0	8.5	0.0	0.0	0.0	8.5
1957	34.3	0.0	0.0	0.0	0.0	34.3
1958	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1959	41.3	107.1	0.0	0.0	0.0	148.4
1960	90.1	204.5	0.0	0.0	0.0	294.6
1961	0.0	0.0	28.6	0.0	0.0	28.6
1962	29.5	36.4	192.4	0.0	0.0	258.3
1963	73.9	0.0	681.5	0.0	0.0	755.4
1964	149.4	0.0	293.4	0.0	0.0	442.8
1965	238.7	129.0	207.5	0.0	0.0	575.2
1966	0.0	150.2	62.3	0.0	0.0	212.5
1967	0.0	36.9	60.6	0.0	0.0	97.5
1968	0.0	84.5	139.4	0.0	0.0	223.9
1969	108.9	66.8	54.0	0.0	0.0	229.7
1970	31.4	0.0	121.5	0.0	0.0	152.9
1971	0.0	50.0	122.4	0.0	0.0	172.4
1972	10.4	0.0	262.4	0.0	0.0	272.8
1973	34.5	0.0	204.6	0.0	0.0	239.1
1974	0.0	0.0	230.0	0.0	0.0	230.0
1975	11.5	0.0	0.0	0.0	0.0	11.5
1976	0.0	29.1	224.2	0.0	0.0	253.3
1977	0.0	14.0	0.0	0.0	0.0	14.0
1978	28.5	0.0	0.0	0.0	0.0	28.5
1979	28.5	56.1	0.0	0.0	0.0	84.6
1980	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1981	0.0	18.4	0.0	0.0	0.0	18.4
1982	51.1	6.8	0.0	0.0	0.0	57.9
1983	31.1	0.0	101.9	0.0	10.4	143.4
1984	109.7	104.9	0.0	0.0	0.0	214.6
1985	0.0	12.1	0.0	0.0	0.0	12.1
1986	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1987	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1988	706.4	35.2	0.0	0.0	0.0	741.6
1989	420.0	0.0	0.0	0.0	0.0	420.0
1990	118.4	0.0	0.0	0.0	0.0	118.4

年度	PC 橋	RC 橋	鋼橋	石橋	その他	計
1991	119.2	0.0	0.0	0.0	0.0	119.2
1992	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1993	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1994	966.0	0.0	0.0	0.0	0.0	966.0
1995	159.6	0.0	0.0	0.0	0.0	159.6
1996	166.4	0.0	0.0	0.0	0.0	166.4
1997	147.0	0.0	102.2	0.0	0.0	249.2
1998	189.0	0.0	0.0	0.0	0.0	189.0
1999	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2000	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2001	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2002	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2003	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2004	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2005	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2006	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2007	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2008	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2009	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2010	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2011	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2012	441.0	0.0	0.0	0.0	0.0	441.0
2013	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2014	22.1	0.0	0.0	0.0	0.0	22.1
2015	21.6	0.0	0.0	0.0	0.0	21.6
2016	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2017	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2018	25.4	0.0	0.0	0.0	0.0	25.4
2019	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2020	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
年度不明	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	4,604.9	1,210.3	3,129.5	0.0	10.4	8,955.1

※ 個別の橋梁面積について、小数点以下の端数処理の関係で、合計が公共施設等更新費用資産ソフトの算出結果と合わないことがある。

資料：藤里町調べ

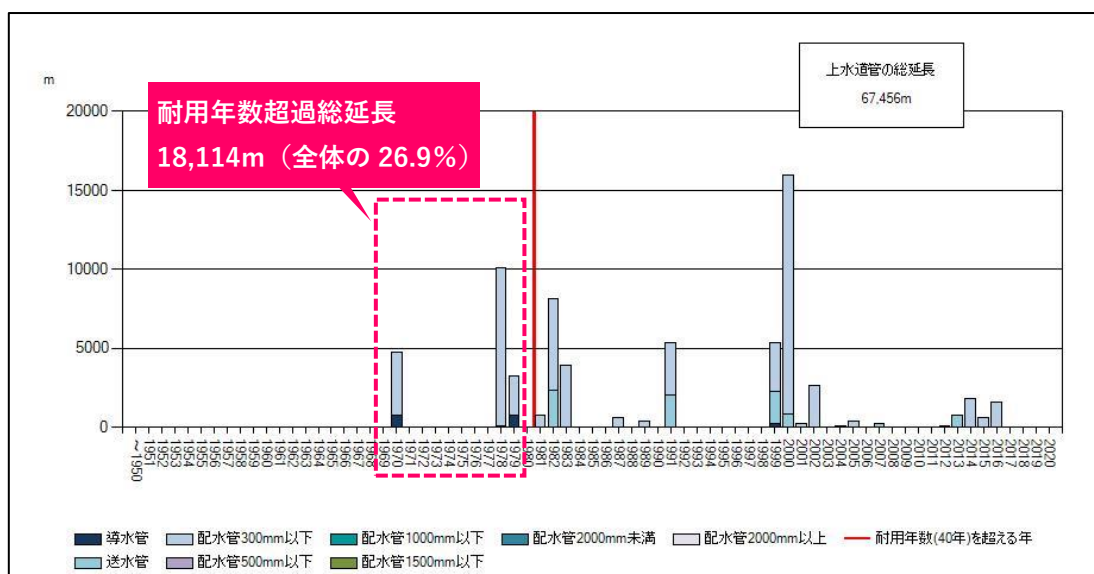
(3) 上水道・下水道

令和2（2020）年度末時点で、本町が所有する上水道の総延長は67,456mとなっており（導水管1,805m、送水管8,572m、配水管57,079m）上水道普及率は95.4%です。

平成24（2012）年度より耐震管を採用していますが、耐震管の整備率は7.4%に留まっており、老朽化した管の整備・更新と耐震管の整備を引き続き進めていく必要があります。

耐用年数を超える水道管の総延長は18,114mで、全体の26.9%となっています。

図表 年度別にみた上水道の整備延長



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver.2.10 より作成

図表 管種別、年度別上水道管路延長（m）

令和3年4月1日現在

年度	導水管計	送水管計	配水管計
～1969	0.0	0.0	0.0
1970	778.0	0.0	4,011.0
1971	0.0	0.0	0.0
1972	0.0	0.0	0.0
1973	0.0	0.0	0.0
1974	0.0	0.0	0.0
1975	0.0	0.0	0.0
1976	0.0	0.0	0.0
1977	0.0	0.0	0.0
1978	0.0	70.0	10,014.1
1979	787.0	0.0	2,453.5
1980	0.0	0.0	0.0
1981	0.0	0.0	750.0
1982	0.0	2,359.4	5,764.2

年度	導水管計	送水管計	配水管計
1983	0.0	0.0	3,946.5
1984	0.0	0.0	10.0
1985	0.0	0.0	0.0
1986	0.0	0.0	0.0
1987	0.0	0.0	641.0
1988	0.0	0.0	0.0
1989	0.0	0.0	373.6
1990	0.0	0.0	0.0
1991	0.0	2,075.0	3,303.5
1992	0.0	0.0	0.0
1993	0.0	0.0	0.0
1994	0.0	0.0	0.0
1995	0.0	0.0	0.0
1996	0.0	0.0	0.0
1997	0.0	0.0	0.0
1998	0.0	0.0	54.0
1999	240.0	2,034.0	3,078.1
2000	0.0	859.0	15,088.1
2001	0.0	52.0	183.3
2002	0.0	0.0	2,689.0
2003	0.0	0.0	40.0
2004	0.0	0.0	100.0
2005	0.0	0.0	427.0
2006	0.0	0.0	0.0
2007	0.0	286.4	0.0
2008	0.0	0.0	26.0
2009	0.0	0.0	0.0
2010	0.0	0.0	0.0
2011	0.0	0.0	0.0
2012	0.0	0.0	123.0
2013	0.0	797.0	0.0
2014	0.0	40.0	1,793.0
2015	0.0	0.0	591.0
2016	0.0	0.0	1,614.0
2017～	0.0	0.0	0.0
年度不明	0.0	0.0	0.0
合計	1,805.0	8,572.8	57,073.9

※ 個別の管路延長について、小数点以下の端数処理の関係で、合計が公共施設等更新費用資産ソフトの算出結果と合わないことがある。

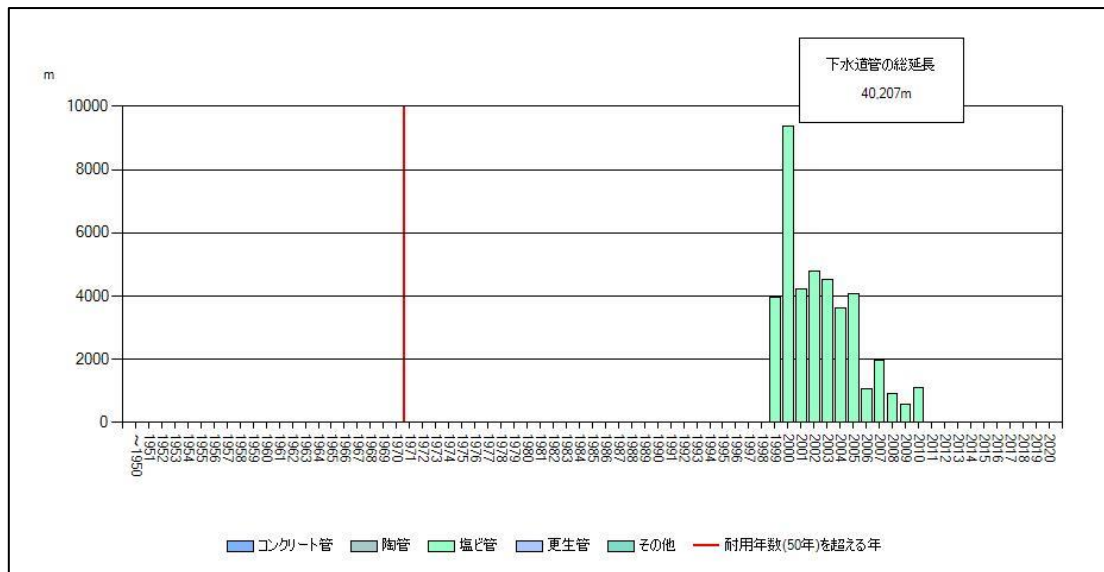
資料：藤里町調べ

また、本町が所有する下水道の総延長は 40,207m で、すべて塩ビ管により整備されており、下水道普及率は 95.6%、下水道接続率は 88.3% となっています。

本町の下水道は平成 11 (1999) 年に整備が開始されており、比較的新しい管路となっているため、当面の間は早急に更新が必要となるものではありません。

しかしながら、将来的には更新の時期が集中することから、人口の動向や宅地集約化の動向を見極めながら、維持管理を進め、必要な更新に備える必要があります。

図表 年度別にみた下水道の整備延長



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver.2.10 より作成

図表 管種別、年度別下水道管路延長（m）

令和3年4月1日現在

年度	コンクリート管	陶管	塩ビ管	更生管	その他
～1998	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1999	0.0	0.0	3,962.3	0.0	0.0
2000	0.0	0.0	9,385.0	0.0	0.0
2001	0.0	0.0	4,231.4	0.0	0.0
2002	0.0	0.0	4,769.9	0.0	0.0
2003	0.0	0.0	4,539.0	0.0	0.0
2004	0.0	0.0	3,605.2	0.0	0.0
2005	0.0	0.0	4,074.4	0.0	0.0
2006	0.0	0.0	1,081.1	0.0	0.0
2007	0.0	0.0	1,959.1	0.0	0.0
2008	0.0	0.0	931.8	0.0	0.0
2009	0.0	0.0	562.9	0.0	0.0
2010	0.0	0.0	1,105.8	0.0	0.0
2011～	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
年度不明	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	0.0	0.0	40,207.9	0.0	0.0

※ 個別の管路延長について、小数点以下の端数処理の関係で、合計が公共施設等更新費用資産ソフトの算出結果と合わないことがある。

資料：藤里町調べ

(4) 「藤里町公共施設等総合管理計画（平成29年3月策定）」の計画期間内に実施した、取得・除却・耐震化・大規模改修等

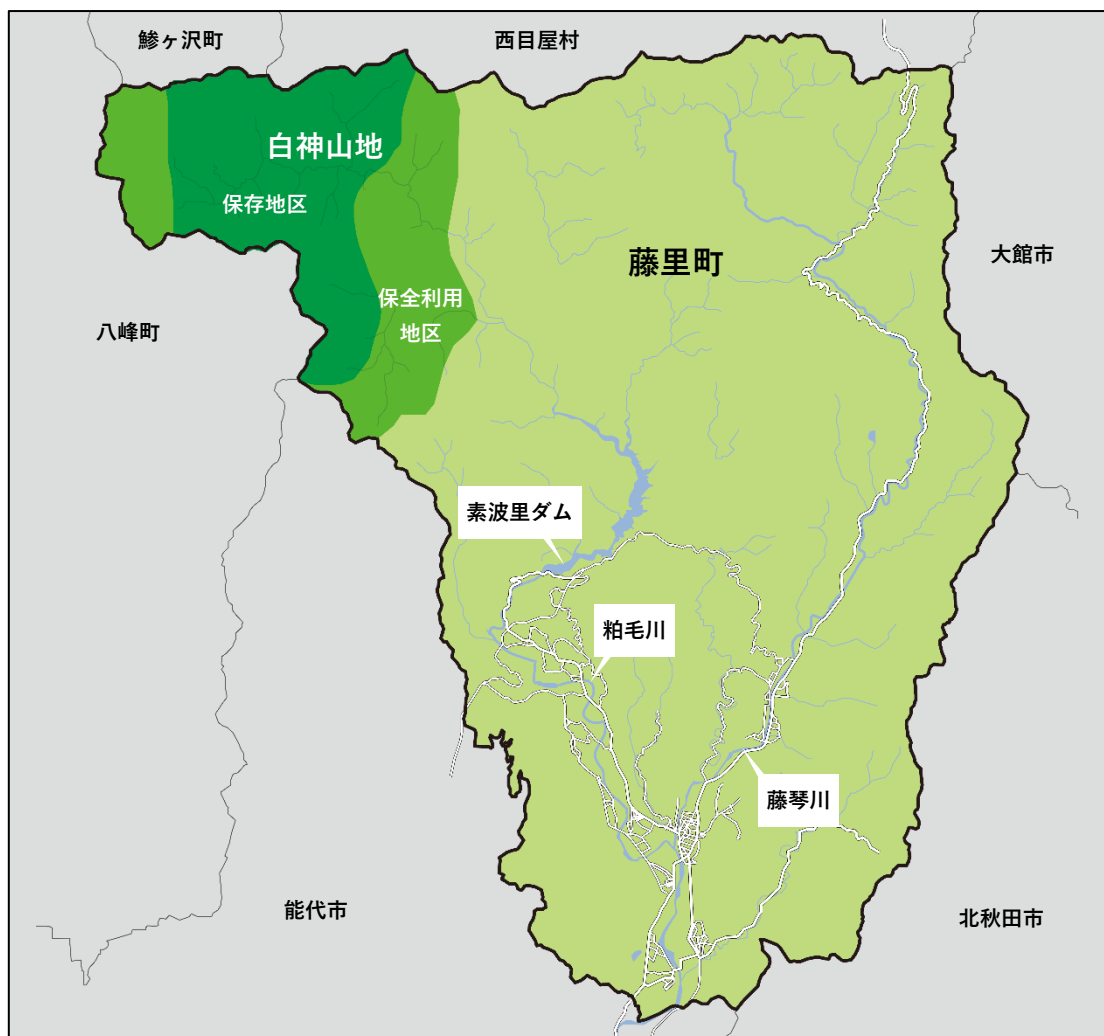
対象施設	面積（㎡）	対処	年度
義務教育学校		大規模改修	令和2年度から
荒町住宅	154.00	除却	令和2年度
長場内橋	369.05	除却	令和2年度
塵芥収集車庫	148.00	取得	平成30年度
旧藤里町営温泉保養所	471.00	除却	平成30年度
総合開発センター	1,416.00	耐震化	平成30年度
藤琴4号橋	24.14	改良	平成30年度
大野岱放牧場畜舎 管理棟	45.82	取得	平成29年度
大野岱放牧場畜舎 農機具格納庫	66.00	除却	平成29年度
旧清掃センター	1,075.00	除却	平成29年度

第2章 藤里町の現状と課題

1. 藤里町の概要

藤里町は秋田県の北西部青森県境に位置し、秋田県側では大館市、北秋田市、能代市、八峰町、青森県側では鱒ヶ沢町、西目屋村と、3市3町村と接しています。総面積は282.13 km²でその9割が山林原野で占められています。世界自然遺産白神山地を水源とする粕毛川、藤琴川は町の中心地にある藤琴地区で合流し、その8km下流でさらに米代川と合流します。この二つの川に沿って集落が点在し、同様に狭隘な耕地が続きます。

明治22年の町村制の実施により、藤琴村と粕毛村が生まれ、昭和28年の町村合併促進法の施行後の昭和30年に、二つの村の合併により藤里村となりました。昭和38年11月1日の町制施行により藤里町が誕生し、平成30年には町制施行55周年を迎えました。



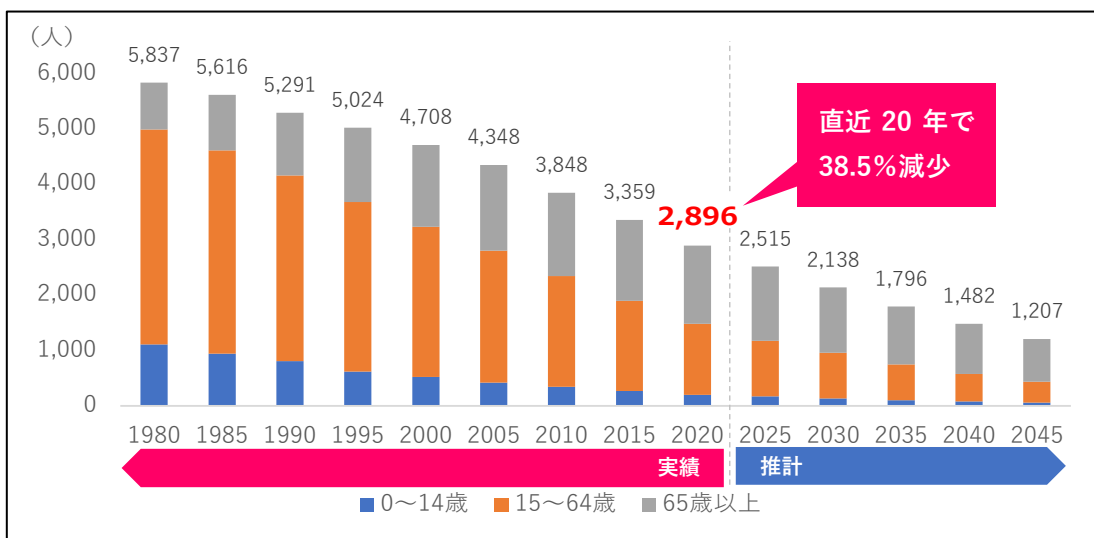
2. 人口

国勢調査結果によると、本町の総人口は一貫して減少し続けています。

令和2年国勢調査結果では、本町の総人口は2,896人となっており、平成12年（国勢調査結果では総人口4,708人）からの20年間で、およそ38.5%減少しています。

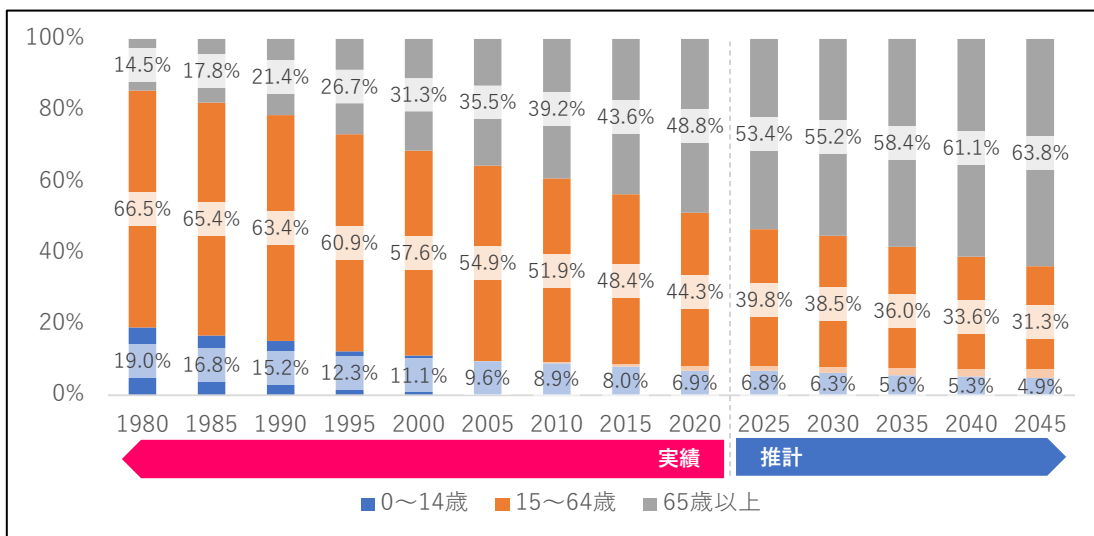
国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）の推計では、今後も人口減少傾向は継続し、今後の20年間で本町の総人口はさらに半減し、全体の6割が65歳以上の高齢者となることが見込まれています。

図表 藤里町の人口の推移と将来推計



資料：2020年までは国勢調査の実績、2025年以降は社人研による推計（平成30年推計）

図表 藤里町の年齢3区分別人口比率の推移と将来推計



資料：2020年までは国勢調査の実績、2025年以降は社人研による推計（平成30年推計）

3. 財政

(1) 歳入の推移と内訳

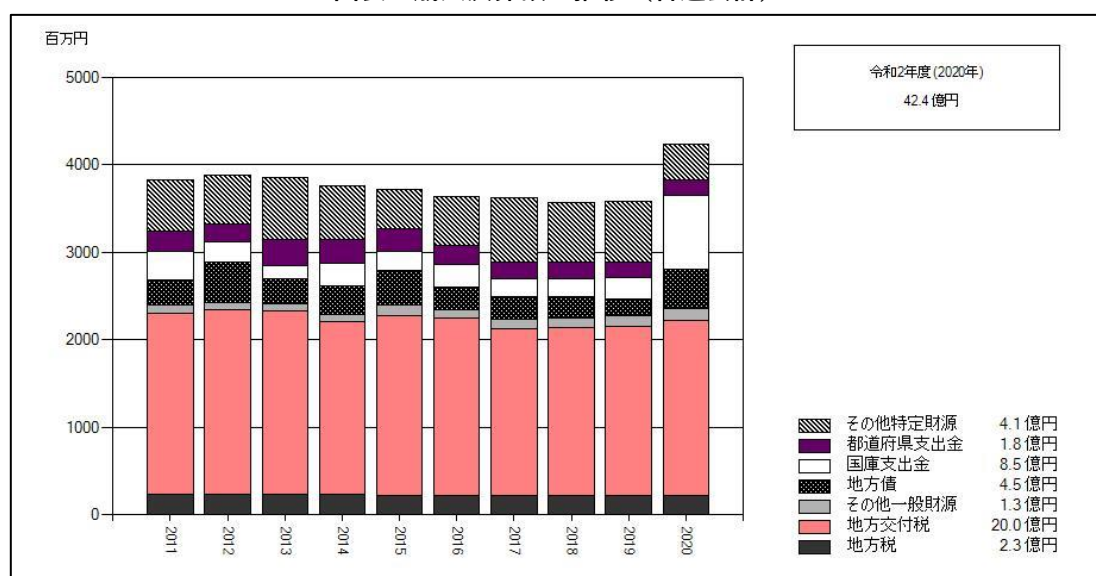
過去 10 年間の本町の歳入決算額の推移は以下のとおりです。

歳入全体としては、緩やかな減少傾向にありますが、令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染拡大を受けた国庫支出金等の増加により、歳入が大きく増えています。

しかしながら、本町の歳入のうち、財源の使途が特定されず、どのような経費にも利用することができる一般財源（地方税、地方交付税、その他一般財源の合計）の内訳をみると、その 8 割以上が地方交付税によって支えられており、地方税は 1 割程度となっています。

人口減少が見込まれるなか、本町の税収はさらに減少するものとみられ、経費の合理的かつ効果的な投入が求められます。

図表 歳入決算額の推移（普通会計）



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver.2.10 より作成

図表 過去5年間の歳入決算額の推移（普通会計）

（単位：千円）

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
一般財源（A）	2,351,842	2,238,115	2,249,212	2,272,020	2,355,715
地方税	224,950	222,714	226,005	226,704	230,835
地方交付税	2,023,912	1,909,528	1,915,623	1,932,816	1,997,840
その他一般財源	102,980	105,873	107,584	112,500	127,040
特定財源（B）	1,280,427	1,381,183	1,318,624	1,316,103	1,883,875
地方債	248,313	260,840	247,262	200,676	448,122
国庫支出金	258,716	194,508	210,528	236,541	846,635
県支出金	223,738	196,870	178,123	183,567	180,126
その他特定財源	549,660	728,965	682,711	695,319	408,992
歳入合計（A+B）	3,632,269	3,619,298	3,567,836	3,588,123	4,239,590

資料：（総務省）地方財政状況調査

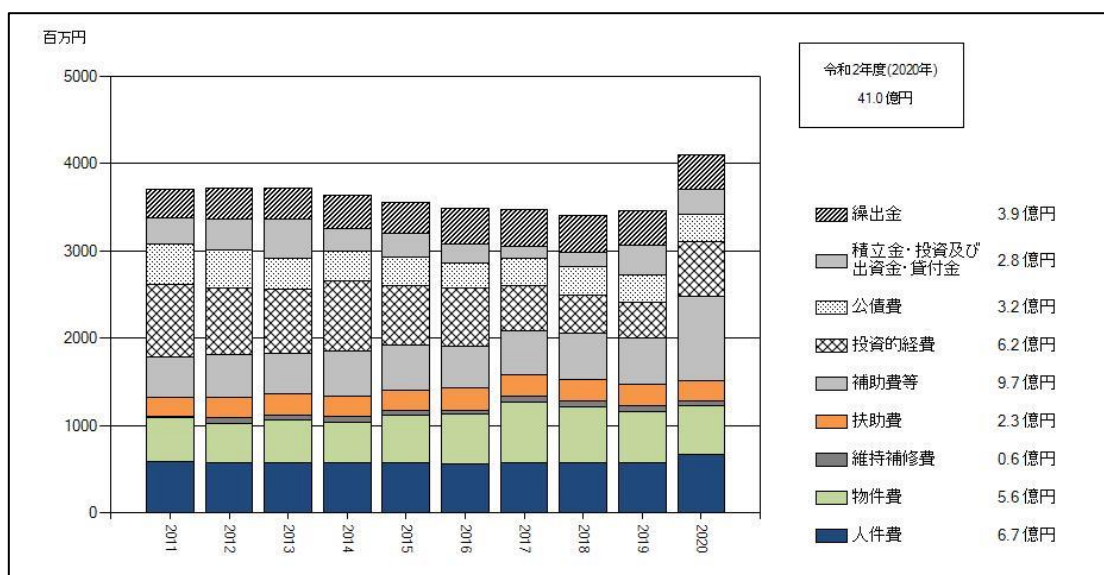
(2) 歳出の推移と内訳

過去 10 年間の本町の歳出決算額の推移は以下のとおりです。

歳入が減少傾向にあることから、歳出についても全体として減少傾向で推移しています。歳出区分ごとに見てみると、物件費についてはやや増加傾向である一方で、投資的経費については大きく縮減しています。その他の区分については、目立った増減はみられません。

本町の公共施設については、建築から年数が経っているものが多くあり、今後の維持補修については、人口や利用状況、歳入の状況等を勘案し、施設解体も視野に入れた、計画的な投資を行う必要があります。

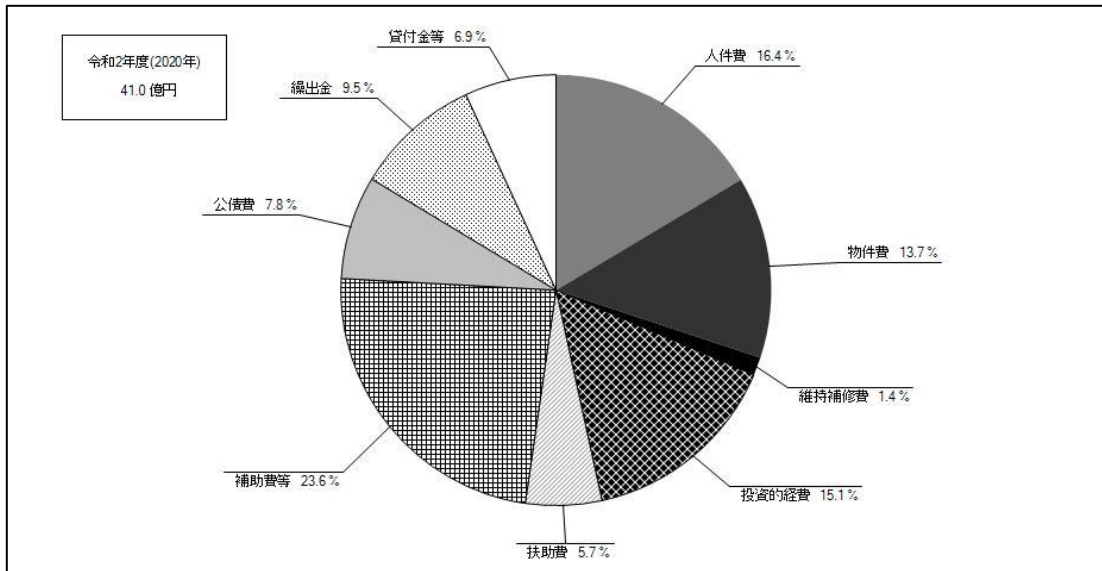
図表 歳出決算額の推移（普通会計）



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver.2.10 より作成

令和2(2020)年度における歳出決算額の性質別割合については以下のとおりです。
 人件費と扶助費、公債費を合わせた義務的経費は29.9%と、年間の歳出のおよそ3分の1近くを占めています。

図表 令和2(2020)年度における歳出決算額の性質別内訳(普通会計)



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver.2.10 より作成

令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染拡大を受けた国の財政出動により、歳入が増えています。これに伴い、補助費や投資的経費などの歳出を増やしています。その他、維持補修費については、2020年度でおよそ5,600万円の支出がありました。

図表 過去5年間の歳出決算額の推移(普通会計)

(単位：千円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
人件費	566,942	573,371	582,615	578,437	672,859
物件費	568,371	697,887	638,968	586,954	559,530
維持補修費	46,257	66,728	65,686	61,786	55,727
扶助費	256,161	248,495	243,797	249,942	234,094
補助費等	476,222	499,212	531,687	536,023	965,831
投資的経費	666,477	516,116	437,370	404,129	619,920
公債費	283,652	313,066	316,236	311,359	317,970
積立金・投資及び出資金・貸付金	212,138	143,129	165,498	332,886	281,840
繰出金	410,445	411,303	429,670	406,622	388,840
合計	3,486,665	3,469,307	3,411,527	3,468,138	4,096,611

資料：(総務省) 地方財政状況調査

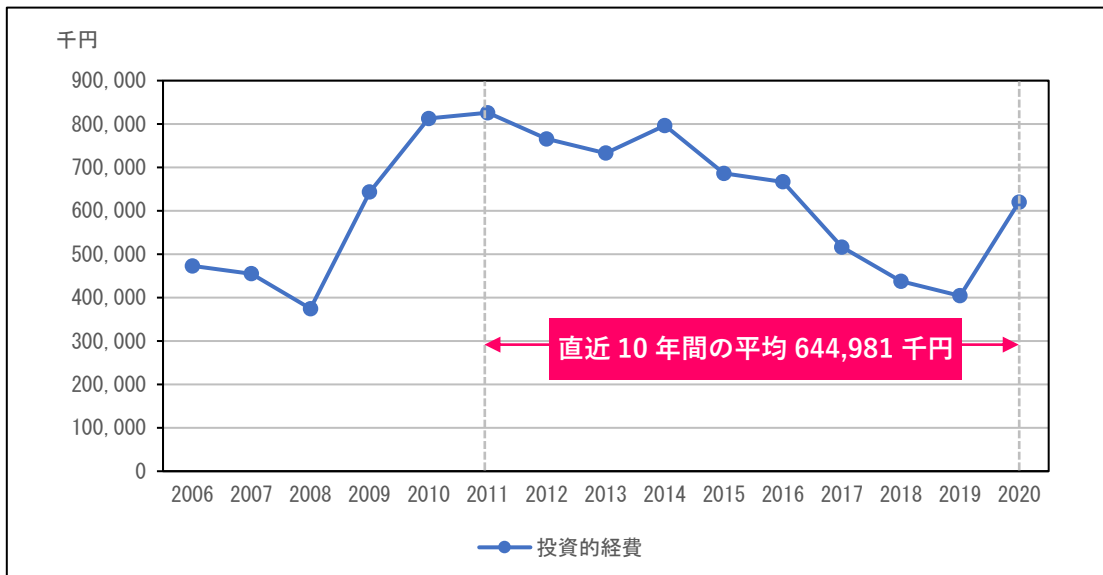
過去 10 年間における投資的経費の内訳と推移は以下のとおりです。本町では、多額の費用を要する建物の維持補修や新規整備に要した費用を「投資的経費」として計上しています。

投資的経緯の推移（普通会計）をみると、平成 21（2009）年度から、平成 28（2016）年度まで、6 億円を超える経費を計上していましたが、平成 26（2014）年度以降は減少傾向で推移しています。

令和 2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染拡大を受けた国の財政出動や義務教育学校整備事業の第 1 期工事の実施を受け、再び 6 億円を超える経費を計上しています。

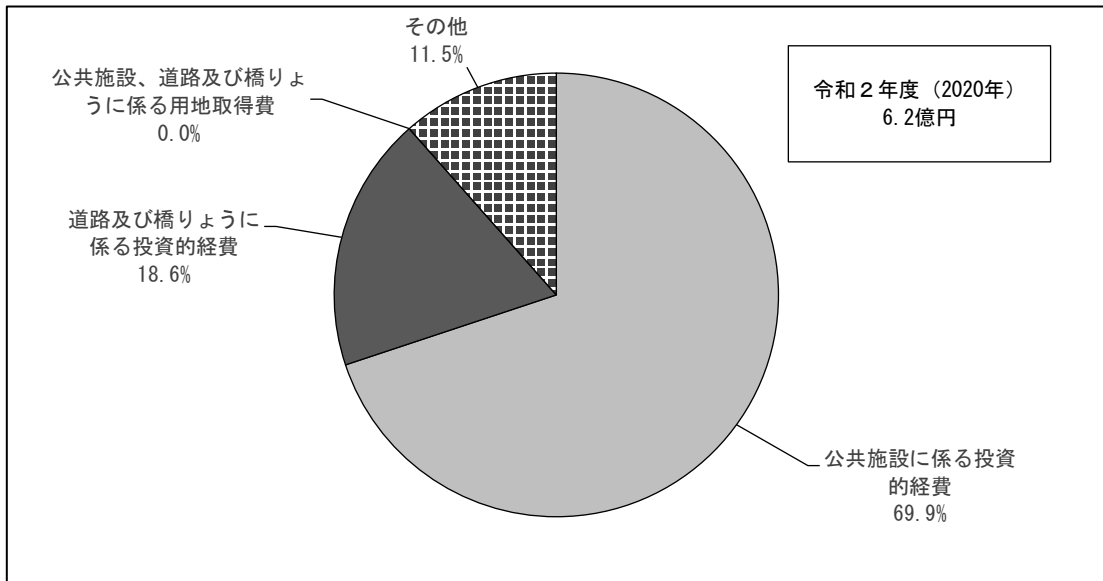
なお、令和 2（2020）年度における投資的経費の内訳は、公共施設に係るものが 69.9%、道路及び橋梁に係るものが 18.6%、その他に係るものが 11.5%となっています。

図表 投資的経費の推移（普通会計）



資料：（総務省）地方財政状況調査

図表 令和2（2020）年度における投資的経費の内訳（普通会計）

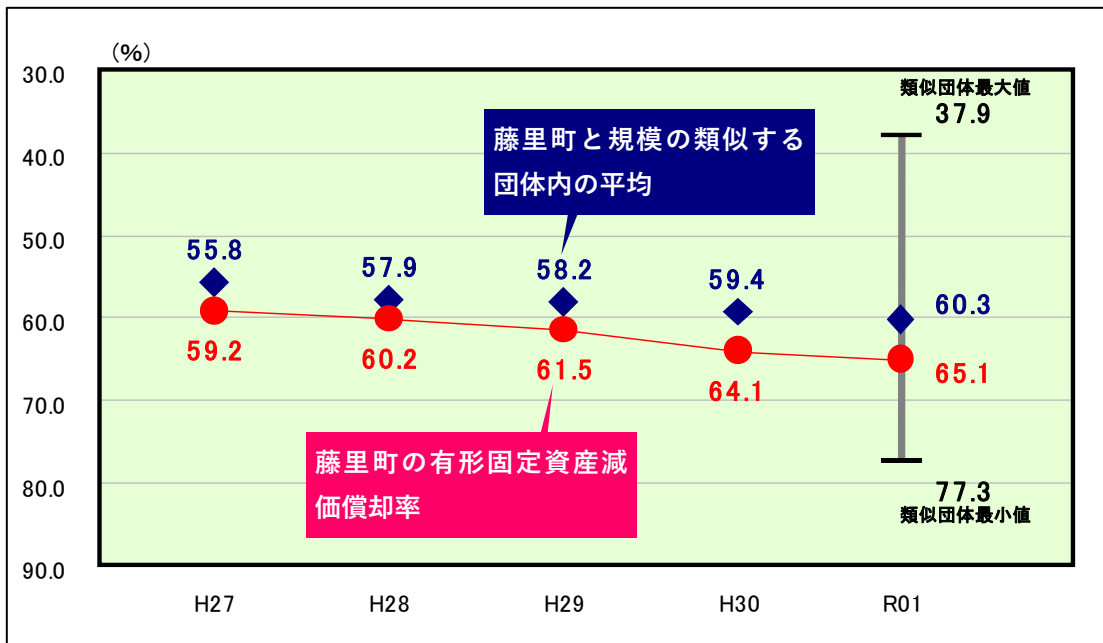


資料：（総務省）地方財政状況調査

（3）有形固定資産減価償却率の推移

本町の有形固定資産に係る減価償却率の推移をみると、公営住宅、幼稚園・保育園、学校施設、体育館、庁舎等の建物の多くが耐用年数を超えていることから、類似団体平均を上回っている状態にあります。

図表：藤里町の有形固定資産に係る減価償却率の推移



資料：藤里町 R01 財政状況資料集

4. 公共施設の維持・管理における課題

(1) 公共施設の老朽化

本町の公共施設のうち、およそ4割を超える施設が旧耐震基準に基づき建築されています。町では、計画的に耐震化工事を実施し、施設の長寿命化を図っていますが、耐震化工事には多額の費用を要します。

また、老朽化に伴い安全面に問題が生じている施設については、利用中止等の措置を実施し、現在は使用されていない施設も存在します。

今後は、施設の利用目的や利用状況、今後の維持管理コストの見通し等を見極めながら、安全面に最大限配慮しつつ、場合によっては施設の除却も含めた検討を行っていく必要があります。

(2) 公共施設の維持管理における、費用対効果と施設の利用状況の把握

本町の人口は、一貫して減少傾向で推移しており、今後もこの傾向が続くものとみられます。さらに、少子高齢化の進行により、本町の人口構成は、既におよそ町民の2人に1人が65歳以上の高齢者となっています。

今後は、町の財政状況、施設の利用状況、維持管理コスト及び施設の老朽化状況等、総合的な判断に基づき、長期にわたって利用していくことが見込まれ、対処の優先度の高い施設から計画的に更新を進めていく必要があります。

更新にあたっては、各施設の公共性・必要性を十分に考慮しつつ、施設の用途や立地等、様々な要素を勘案しながら、施設の統廃合等も含めた合理的な判断に基づいた検討が求められます。

(3) 今後見込まれるインフラ施設の更新

高度経済成長期（昭和29（1954）～昭和48（1973）年）には、国内のインフラ整備が加速し、本町においても多くの道路・橋梁が整備されました。しかしながら、道路・橋梁の耐用年数は50～60年とされており、今後、更新を要するものが町内には数多くあります。

本町を走る道路総延長の内訳については、本町を走る道路のおよそ75%が町道となっていますが、残りのおよそ25%は秋田県の管理する県道となっています。

インフラ施設のうち、上下水道については、計画的な維持管理を行っており、当面の間は大きな投資が見込まれるものではありません。

このような中、藤里町の持つ豊かな自然と景観に配慮し、主要な生活圏道路である県道の整備を積極的に要請していくとともに、町民の要望を踏まえつつ、地区内、地区間道路の計画的な整備と「藤里町橋梁長寿命化修繕計画」に基づく管理に取り組んでいく必要があります。

第3章 公共施設及びインフラ施設等の更新にかかる将来コスト

1. 将来コスト推計の対象

(1) 対象となる施設

本町の保有する、すべての公共施設及びインフラ施設を対象とします。

(2) 施設の分類

本町の所有する主な公共施設を下表に分類します。

図表 対象施設の分類表

大分類	中分類	施設
町民文化系施設	集会施設	清水岱地区集会所、高齢者コミュニティセンター、婦人・若者等活動促進施設、中通会館、粕毛交流センター、大沢地区集会施設、米田会館、藤里町商店街コミュニティハウス
	文化施設	旧志茂若文化財保存庫、歴史民俗資料館、根城相撲保存庫、根城相撲更衣室兼倉庫、三世代交流施設
社会教育系施設	博物館等	特用植物見本園、上若文化財保存庫、志茂若文化財保存庫
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	清水岱公園、林業者等健康増進施設、旧米田小学校プール、旧米田小学校体育館、町民体育館、大沢体育館、金沢体育館
	レクリエーション施設・観光施設	素波里園地、屋外ステージ、清水岱里山林体験交流施設、スキーハウス、分湯施設ポンプ場建物、清流荘
	保養施設	健康保養基地取水井管理室、藤里町健康保養館
産業系施設	産業系施設	旧藤里町食肉加工研究所、総合開発センター、旧鮎テラピアセンター、内水面漁業施設、ふるさと産業開発センター、特用林産物生産出荷施設、藤里町観光物産館、藤里町農畜産物処理加工施設、農村環境改善センター、地域資源活用起業化施設、観光案内所兼物産販売所（森のえき）、大野岱放牧場、農林水産物直売食材供給施設、地域農産物供給施設、アスパラガス転作等畑作振興用堆肥舎、地域産物集出荷加工貯蔵所、お試し移住体験住宅、栗木岱農業施設、山ぶどう管理・作業棟
学校教育系施設	学校	藤里小学校、藤里中学校
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	米田保育園、藤里幼稚園、藤里保育園

大分類	中分類	施設
保健・福祉施設	高齢福祉施設	生活支援ハウス、藤里町高齢者生きがい共同利用（花卉栽培）施設
	障害福祉施設	藤里共同福祉施設（地域型）
	その他社会福祉施設	総合福祉センター、地域活動支援センター
医療施設	医療施設	藤里町営歯科診療所
行政系施設	庁舎等	藤里町役場
	消防施設	第1分団消防器具置場、第2分団消防器具置場、第3分団消防器具置場（粕毛）、第3分団消防器具置場（矢坂）、第4分団格納庫（消防器具置場）、第5分団消防器具置場（湯の沢）、第5分団消防器具置場（金沢）、第6分団消防器具置場
公営住宅	公営住宅	粕毛団地、清水岱団地、清水岱第二団地、朝日ヶ丘団地
供給処理施設	供給処理施設	不燃物処理場車庫、塵芥収集車車庫
その他	その他	藤里倉庫、湯の沢温泉バス停留所、湯の沢温泉前バス停留所、藤里町斎場風華苑、建設機械車庫、作業員控所職員室（棟）、旧坊中小学校体育館、学校給食センター、素波里ダム公衆便所、岳岱公衆用トイレ、くるみ台公衆用トイレ及び炊事場、東屋、小岳登山口トイレ、駒ヶ岳登山口トイレ、峨滝の滝親水公園便所、墓地公園管理棟
上水道施設	上水道施設	<ul style="list-style-type: none"> ○水源池（6施設） ・藤琴・粕毛水源池 ・矢坂水源池 ・米田水源池 ・一の渡水源池 ・高石沢水源池 ・真名子水源池 ○管理棟（7施設） ・藤琴管理棟 ・粕毛管理棟 ・矢坂管理棟 ・米田管理棟 ・一の渡管理棟 ・高石沢管理棟 ・真名子管理棟 ○配水池（12施設） ・藤琴配水池 ・院内岱配水池 ・粕毛配水池 ・大沢配水池 ・矢坂配水池 ・米田低区配水池 ・米田高区配水池 ・一の渡配水池 ・高石沢配水池 ・湯の沢配水池 ・寺屋布配水池 ・真名子配水池 ○ポンプ場（4施設） ・院内岱ポンプ場 ・大沢ポンプ場 ・湯の沢ポンプ場 ・寺屋布ポンプ場 ○計量室（3施設） ・矢坂計量室 ・米田低区計量室 ・米田高区計量室
下水道施設	下水道施設	藤里浄化センター（大沢）、中通地区農業集落排水処理施設

2. 更新費用算出の考え方と更新単価

本町が保有する公共施設及びインフラ施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な費用について、総務省が公表する「公共施設等更新費用試算ソフト」の算出手法に基づき、公共施設とインフラ施設の耐用年数を設定し、中長期的な見込みを試算しました。

単価や更新年次は平均的、一般的なものであり、本推計はあくまで目安として示されるものであるため、実際に掛かる費用を示すものではありません。また、構造物は推計に含まれていません。

(1) 公共施設の更新及び大規模改修

①標準の推計

公共施設に関する試算では、試算ソフトに準じ、施設の大分類ごとに、建て替え、大規模改修について、更新年数経過後に現在と同じ延床面積等で更新すると仮定し、延床面積等の数量に更新単価を乗じることにより更新費用を試算します。耐用年数は、標準的な耐用年数（日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」）とされる60年を採用し、建築附属設備（電気設備、昇降機設備等）及び配管の耐用年数がおおむね15年であることから、2回目の改修である建築後30年で建築物の大規模改修を行い、その後30年で建て替えるものと仮定します。更新単価については、以下のとおりです。

②長寿命化

公共施設等の耐用年数を、こまめな点検・補修等、予防的措置をとることにより、標準的な耐用年数（日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」）とされる60年から、80年に延長し、建築後40年で建築物の大規模改修を行い、その後40年で建て替えるものと仮定します。なお、更新単価については、標準の推計に準じます。

図表 公共施設の更新単価

	大規模改修	更新（建て替え）
市民文化系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
社会教育系施設	17万円/㎡	33万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	20万円/㎡	36万円/㎡
産業系施設	20万円/㎡	36万円/㎡
学校教育系施設	17万円/㎡	33万円/㎡
子育て支援施設	17万円/㎡	33万円/㎡
保健・福祉施設	20万円/㎡	36万円/㎡
医療施設	20万円/㎡	36万円/㎡
行政系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
公営住宅	17万円/㎡	33万円/㎡
公園	20万円/㎡	36万円/㎡
供給処理施設	20万円/㎡	36万円/㎡
その他	20万円/㎡	28万円/㎡

（２）道路、橋梁の更新

道路の試算については、試算ソフトの算出方法に準じ、下表のように耐用年数と更新単価を設定します。

図表 道路の更新単価

	耐用年数（標準）	耐用年数（長寿命化）	更新単価
一般道路	15年	20年	4,700円/㎡
自転車歩行者道	15年	20年	2,700円/㎡

橋梁の試算については、試算ソフトの算出方法に準じ、下表のように耐用年数と更新単価を設定します。

図表 橋梁の更新単価

	耐用年数（標準）	耐用年数（長寿命化）	更新単価
PC橋	60年	80年	425千円/㎡
RC橋			425千円/㎡
鋼橋			500千円/㎡
石橋			425千円/㎡
木橋その他			425千円/㎡

（３）上下水道の更新

上水道の試算については、整備した年度から法定耐用年数の40年を経た年度に更新すると仮定します。また、水道処理施設の建物部分及びプラント部分については、公共施設の更新年数と同じ年数で更新すると仮定します。

管径別の更新単価については、下表のとおりです。

図表 上水道の更新単価

	管径	耐用年数 (標準)	耐用年数 (長寿命化)	更新単価
導水管・送水管	300mm 未満	40 年	60 年	100 千円/m
	300～500mm 未満			114 千円/m
	500～1,000mm 未満			161 千円/m
	1,000～1,500mm 未満			345 千円/m
	1,500～2,000mm 未満			742 千円/m
	2,000mm 以上			923 千円/m
配水管	50mm 以下	40 年	60 年	97 千円/m
	75mm 以下			
	100mm 以下			
	125mm 以下			
	150mm 以下			100 千円/m
	200mm 以下			103 千円/m
	250mm 以下			106 千円/m
	300mm 以下			

下水道の試算については、年度から法定耐用年数の 50 年を経た年度に更新すると仮定します。また、下水処理施設の建物部分及びプラント部分については、公共施設の更新年数と同じ年数で更新すると仮定します。

管径別の更新単価については、以下のとおりです。

図表 下水道の更新単価

管径	耐用年数 (標準)	耐用年数 (長寿命化)	更新単価
～250mm	50 年	60 年	61 千円/m
251～500mm			116 千円/m
501mm～1,000mm			295 千円/m
1,001～2,000mm			749 千円/m
2,001mm～3,000mm			1,680 千円/m
3,001mm 以上			2,347 千円/m

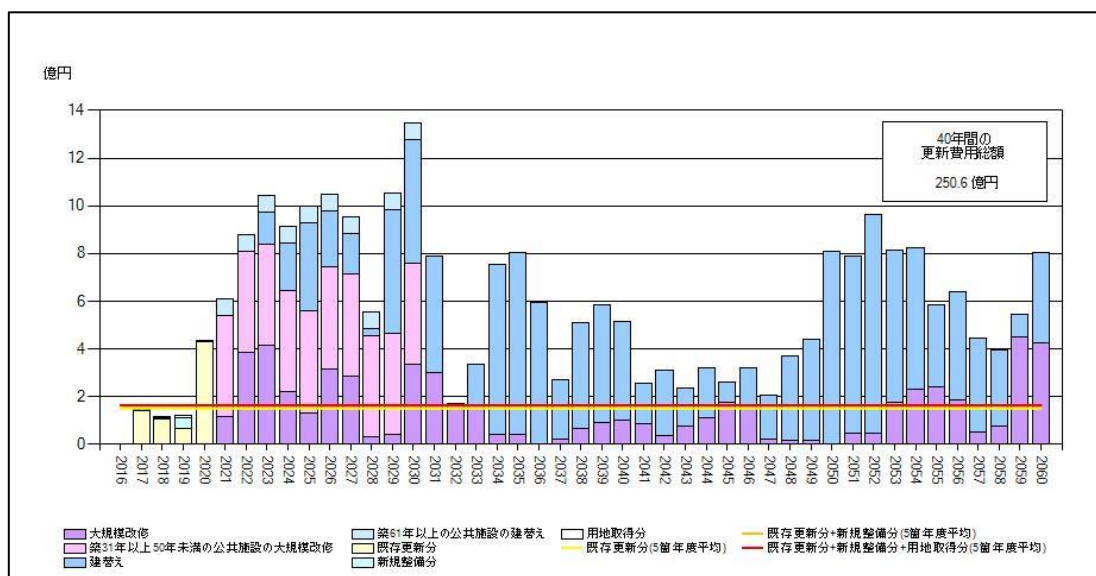
3. 将来コストの推計

(1) 公共施設

本町の公共施設に係る将来の更新費用は、2060年までに、およそ250.6億円かかるものと推計されています。とくに、これから先のおよそ10年間は、築31年以上の公共施設に係る大規模改修が必要と見込まれています。

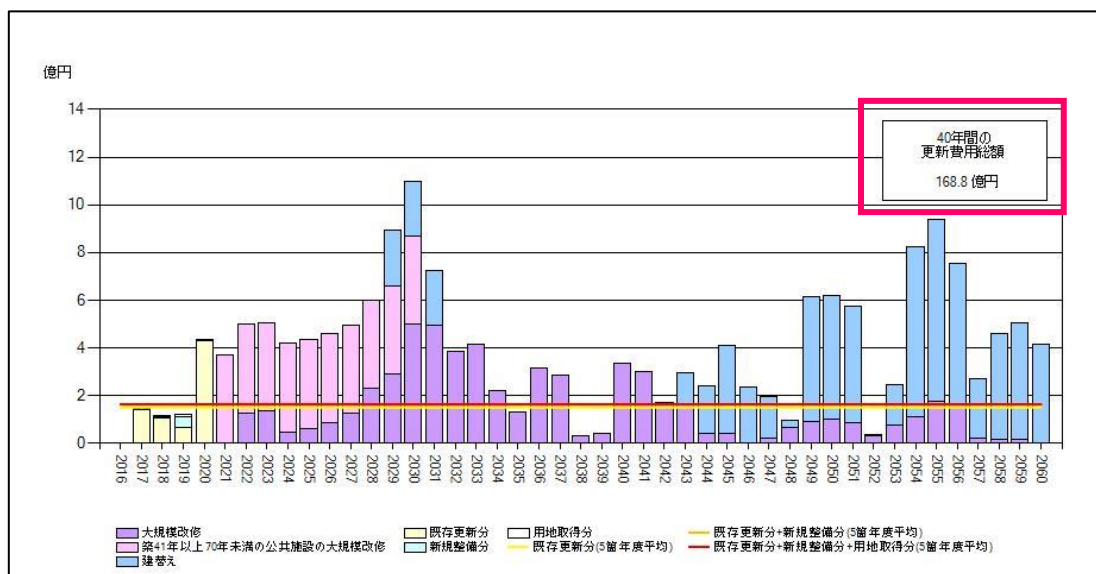
長寿命化を図った場合、今後40年間でおよそ81.8億円の経費縮減が見込まれます。

図表 公共施設に係る将来の更新費用の推計（標準の推計）



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver.2.10 より作成

図表 公共施設に係る将来の更新費用の推計（長寿命化）



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver.2.10 より作成

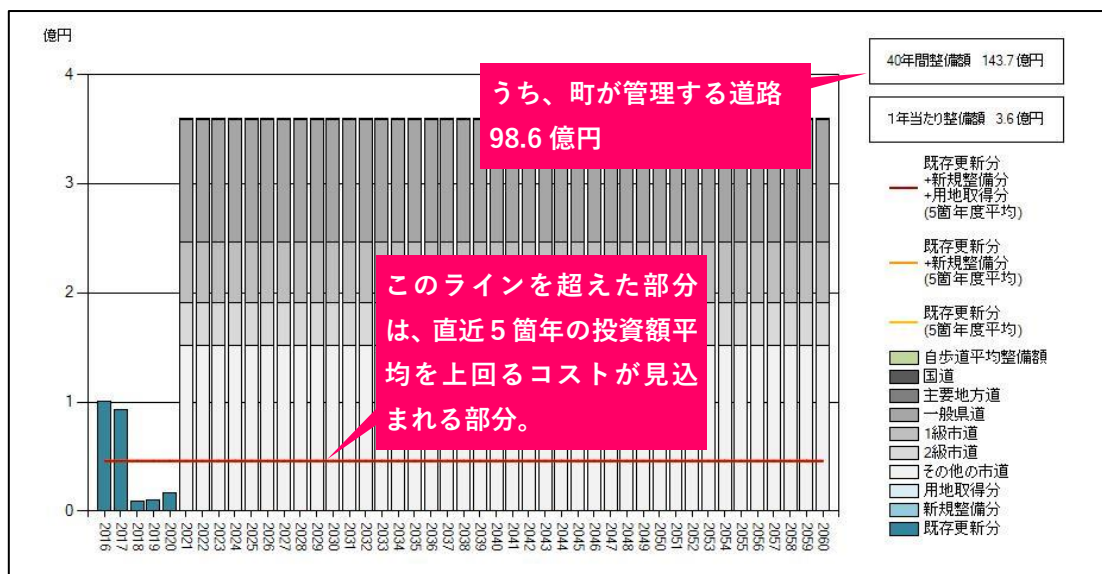
(2) 道路・橋梁

道路に係る将来の更新費用は、今後40年間で、県道、町の管理する町道及び自転車歩行者道すべてを含めて、およそ143.7億円かかるものと推計されています。

そのうち、町の管理する町道及び自転車歩行者道に係るものは68.6%（98.6億円）と見込まれており、1年当たり整備額は、およそ2.5億円に上る見込みです。

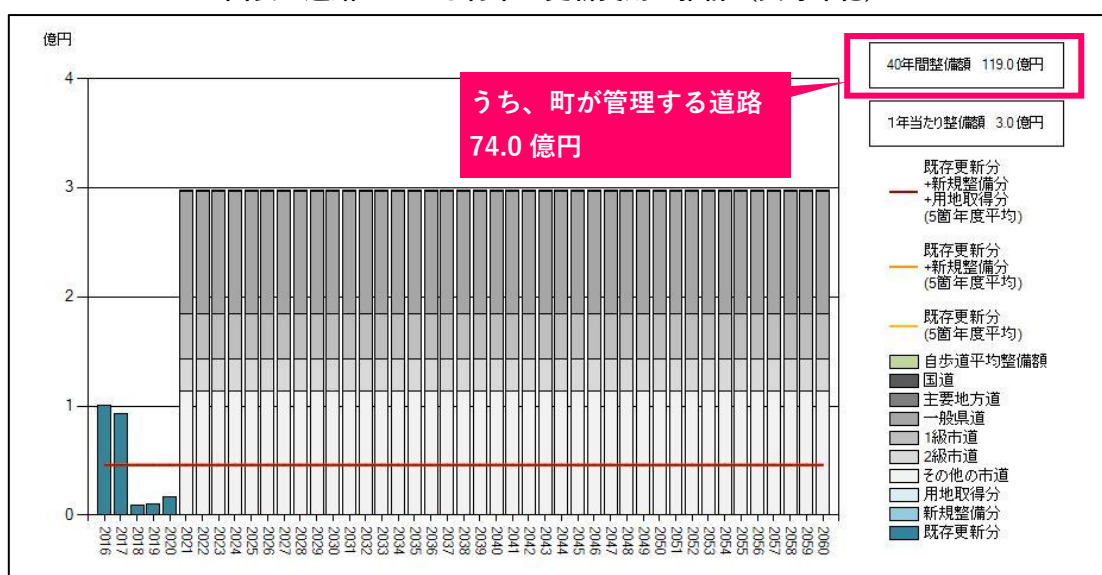
なお、長寿命化を図った場合、県道、町の管理する町道及び自転車歩行者道すべてを含めて、今後40年間でおよそ24.7億円の経費縮減が見込まれます。

図表 道路にかかる将来の更新費用の推計（標準の推計）



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver.2.10 より作成

図表 道路にかかる将来の更新費用の推計（長寿命化）



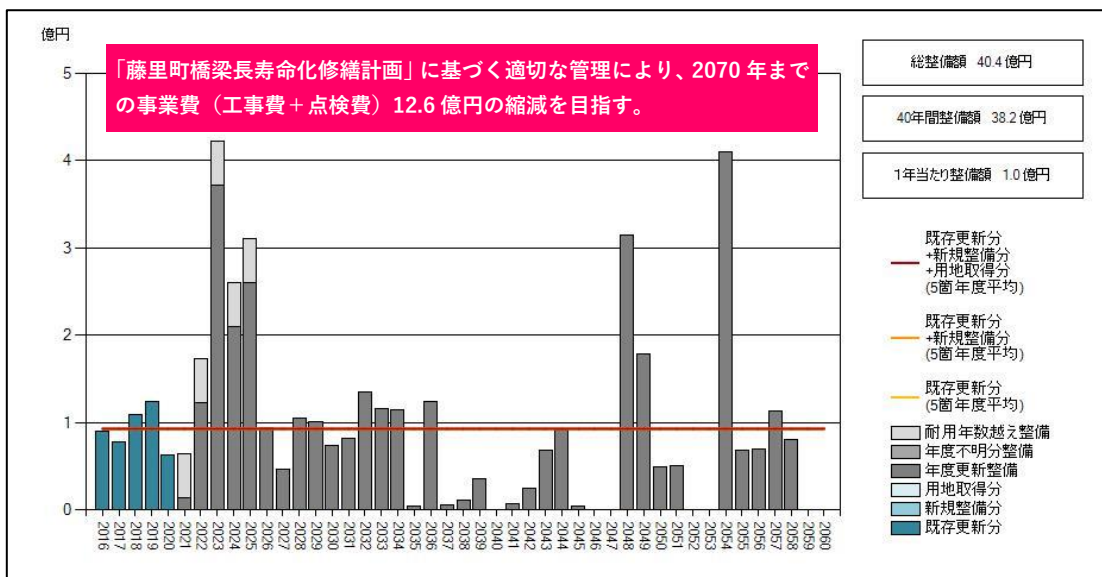
資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver.2.10 より作成

橋梁に係る将来の更新費用は、今後 40 年間で、およそ 38.2 億円かかるものと推計されています。

しかしながら、本町では、「藤里町橋梁長寿命化修繕計画」（令和 2 年 3 月）に基づき、適切に橋梁の点検と修繕を行うことにより、橋梁の長寿命化と維持管理費の縮減を図ることとしており、2070 年までにかかる橋梁の修繕に係る総事業費を 12.6 億円縮減することを目標としています。

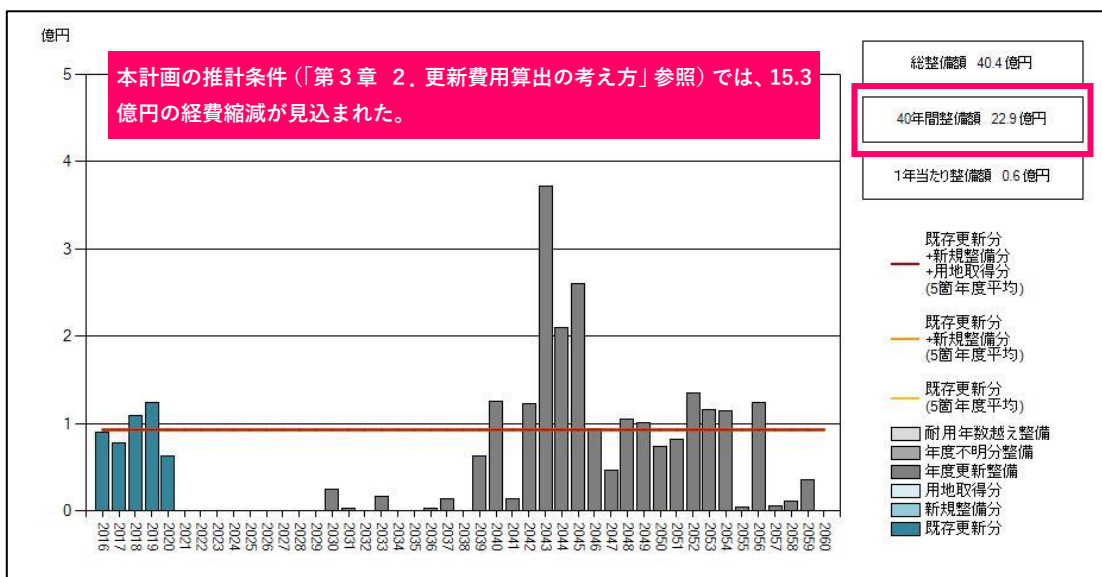
なお、本計画の推計条件による試算では、長寿命化を図った場合、今後 40 年間でおよそ 15.3 億円の経費縮減が見込まれました。

図表 橋梁にかかる将来の更新費用の推計（標準の推計）



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver.2.10 より作成

図表 橋梁にかかる将来の更新費用の推計（長寿命化）



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver.2.10 より作成

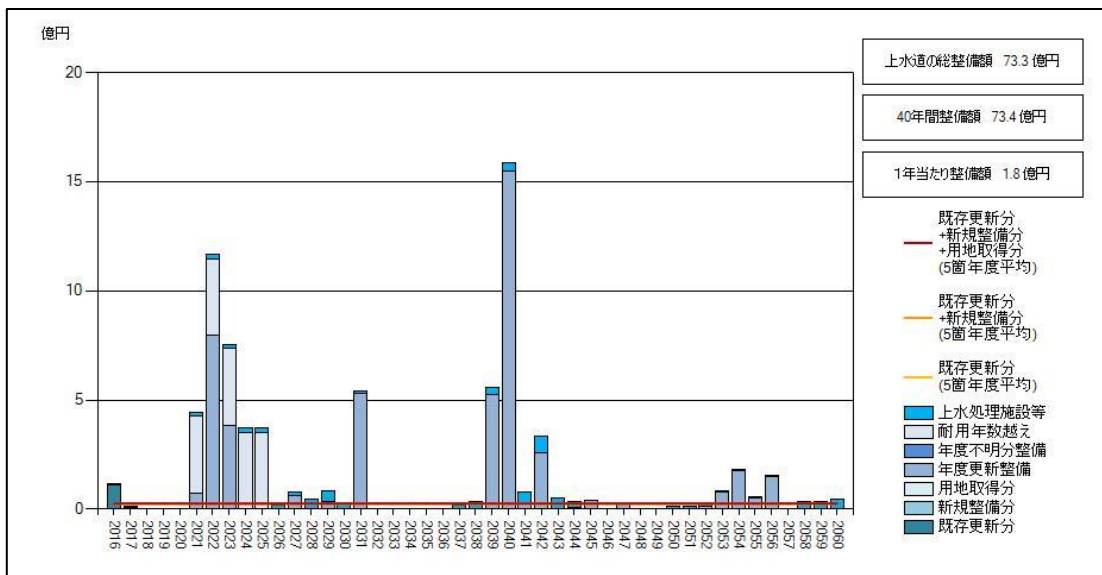
(3) 上下水道

上水道に係る将来の更新費用は、今後 40 年間で、およそ 73.4 億円かかるものと推計されています。上水道に関しては、これまで大規模な更新を要しておらず、年間の更新費用も公共施設や道路・橋梁に比べると小規模で推移してきました。

しかしながら、今後はこれまでより多くの財政支出を見込む必要があり、計画的な維持管理が求められます。

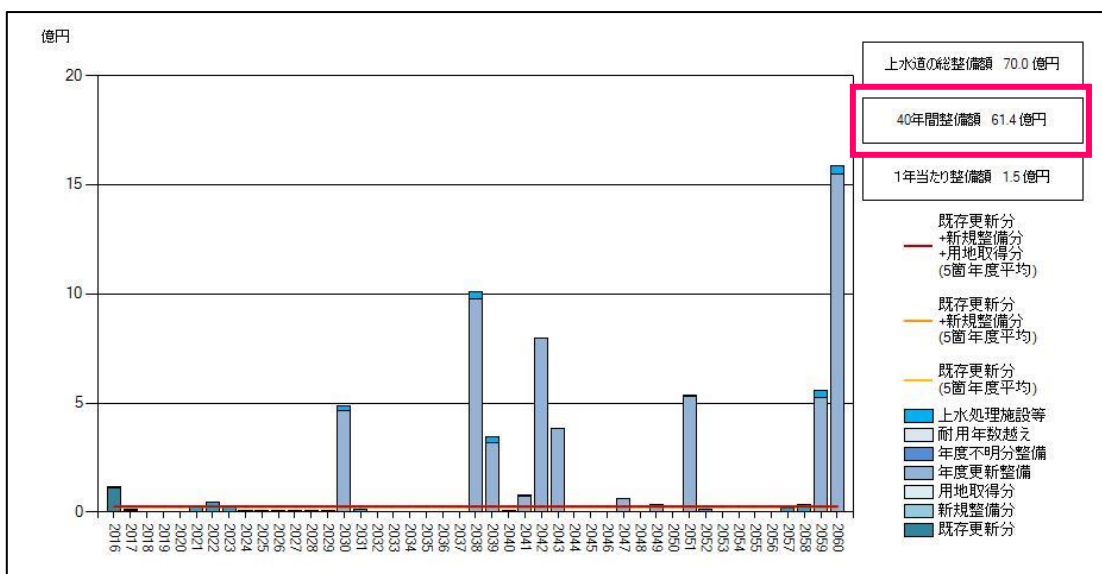
長寿命化を図った場合、今後 40 年間でおよそ 12.0 億円の経費縮減が見込まれます。

図表 上水道にかかる将来の更新費用の推計（標準の推計）



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver.2.10 より作成

図表 上水道にかかる将来の更新費用の推計（長寿命化）



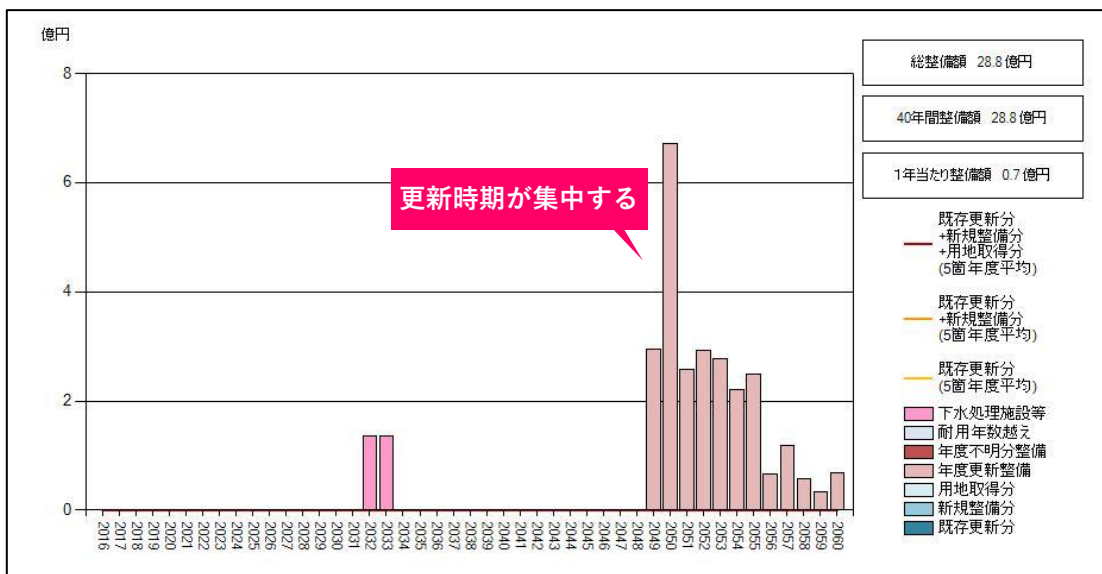
資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver.2.10 より作成

下水道に係る将来の更新費用は、今後 40 年間で、およそ 28.8 億円かかるものと推計されています。下水道に関しては、比較的整備年度が新しいものが多く、当面の間は緊急に更新を要するものは見込まれていません。

しかしながら、2049 年以降は、一斉に管路更新が必要となることを見込まれており、定期的な点検・整備や適切な維持管理により、管路の長寿命化を図りつつ、大規模更新に備える必要があります。

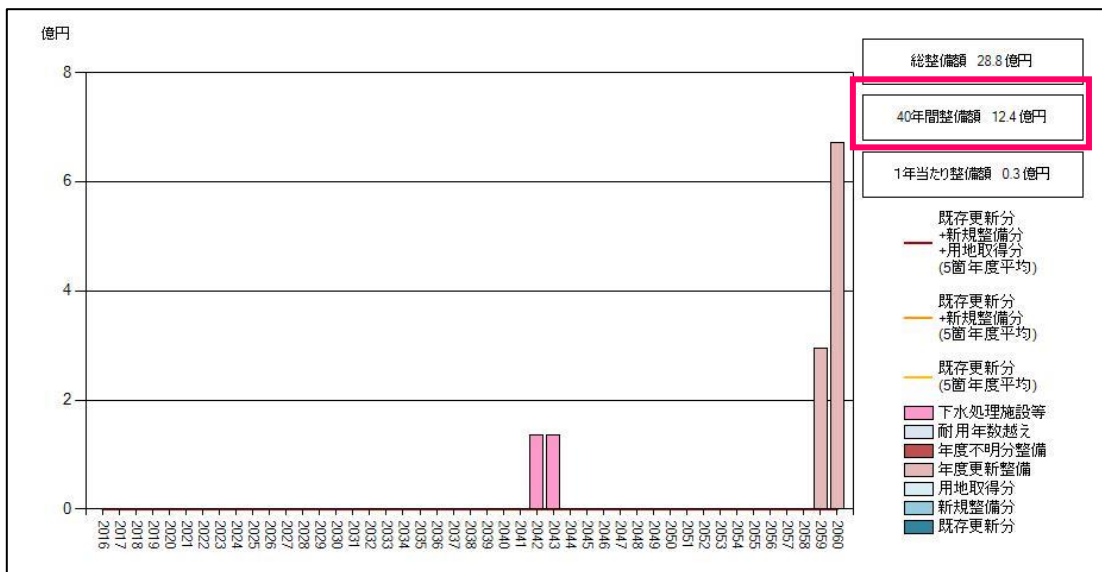
長寿命化を図った場合、今後 40 年間でおよそ 16.4 億円の経費縮減が見込まれます。

図表 下水道にかかる将来の更新費用の推計（標準の推計）



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver.2.10 より作成

図表 下水道にかかる将来の更新費用の推計（長寿命化）



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver.2.10 より作成

(4) すべての公共施設・インフラ施設にかかる将来コスト

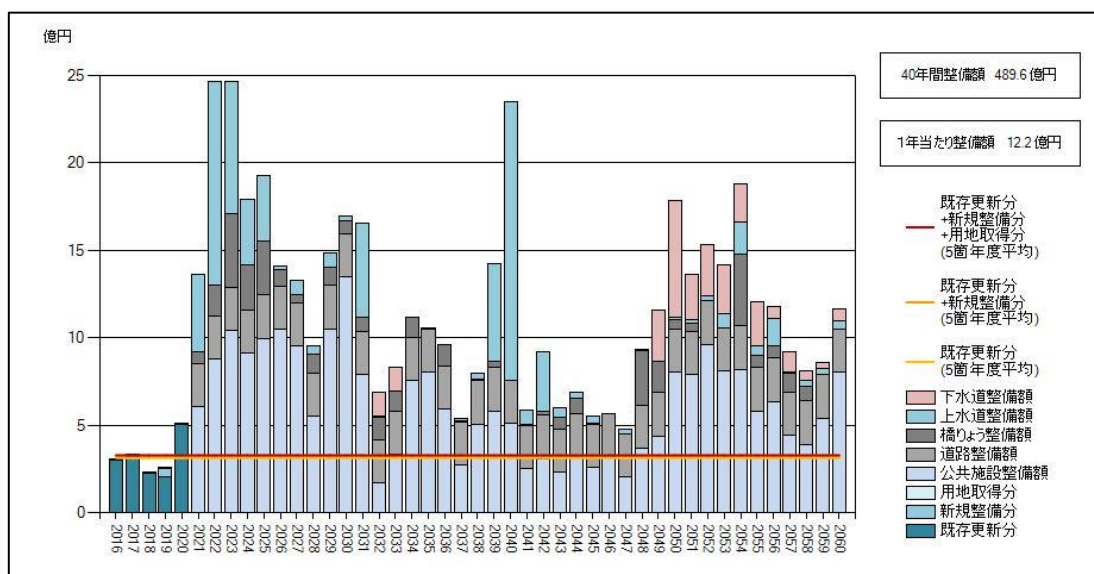
本町の所有するすべての公共施設及びインフラ施設を現状のまま維持すると仮定した場合、その維持・更新に係る費用は2060年までに、およそ489.6億円かかるものと推計されています。

本町の、建物の維持補修や新規整備に要した費用である「投資的経費」は、平成23(2011)年度から令和2(2020)年度までの10年間では、1年当りおよそ6.5億円となっています(「第2章 3 (1) 歳出の推移と内訳」参照)。

一方、今後見込まれる1年当り整備額は、12.2億円と推計されており、町の投資的経費の平均(6.5億円)とは大きな乖離があり、公共施設やインフラ施設の長寿命化を図ったとしても、財政的に町単体で負担することは難しく、長寿命化の推進に加えて、公共施設・インフラ施設のあり方について、改めて検討していく必要があります。

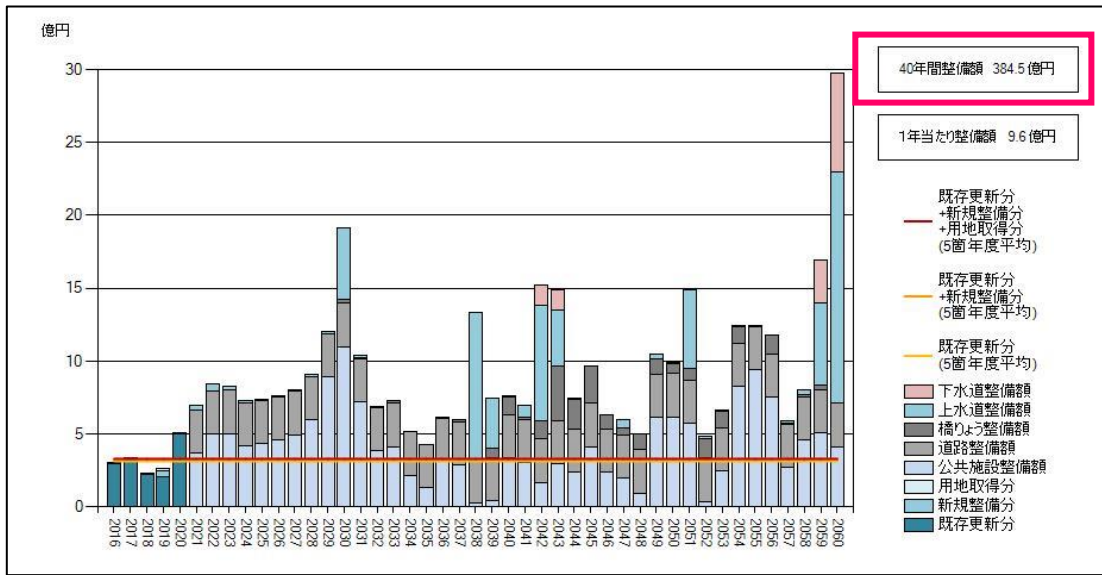
なお、本計画の推計条件では、長寿命化を図った場合、今後40年間でおよそ105.1億円の経費縮減が見込まれますが、それでも、1年当り、町の投資的経費の平均を大きく上回る更新費用がかかることになります。

図表 すべての公共施設・インフラ施設を維持した場合の更新費用の推計(標準の推計)



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver.2.10 より作成

図表 すべての公共施設・インフラ施設を維持した場合の更新費用の推計（長寿命化）



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver.2.10 より作成

第4章 本町の公共施設等の管理に関する基本方針

1. 基本目標

(1) 安全・安心な公共施設管理の推進

本町の保有する公共施設及びインフラ施設は、整備から30年以上を経過したものが数多くあり、その安全性の維持が課題となっています。

町民が、安全かつ安心して公共施設や道路・橋梁等を継続的に利用できるよう、安全性に最大限配慮した維持管理を徹底するとともに、安全性の担保されない施設については、随時利用中止や除却といった対処を推進します。

(2) 財政規模に応じた、合理的な公共施設運営の推進

人口動向や立地条件、施設の用途等、総合的な判断に基づき、施設の統廃合や用途・目的の検証を行いながら公共施設の整理を推進し、本町の財政規模に応じた、合理的かつ効率的な公共施設運営を図ります。

(3) 資産の有効活用の推進

施設の利用状況、用途・目的を総合的に判断し、町営の公共施設について、資産譲渡、指定管理による運営への移行や、PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）^{※1}やPPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）^{※2}を視野に入れ、町民への公共サービスの継続的な提供手法を検討します。

(4) 予防保全の推進

公共施設及びインフラ施設を長期的かつ低コストで維持していくためには、致命的な損傷を受けてから対策する「対症療法的修繕」（事後保全）ではなく、損傷を受ける前に適切な対策を実施する「予防的修繕」（予防保全）に転換することが有効とされています。

今後、予防保全の考え方にに基づき、公共施設及びインフラ施設の長寿命化を推進し、将来の更新費用の縮減を図ります。

※1 公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。

※2 公民が連携して公共サービスの提供を行う仕組み。PPPの一手法ととらえられる。

2. 公共施設等の管理における基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

①公共建築物

構造躯体の老朽化や建築設備の作動不良等による事故を未然に防ぎ、建築物の安全性を確保するため、関係法令で義務付けられた点検をこれまで通り徹底して実施します。

また、法令点検以外でも、施設管理者が定期的に経年劣化の状況や性能低下の状況を点検・調査し、施設の状況把握に努めます。点検結果や施設の状況については、施設管理者だけでなく、公共施設マネジメント会議を通じて庁内全係で情報共有します。

②インフラ施設

インフラ施設の老朽化の状況は、利用状況や設置された自然環境等により異なることから、各インフラの種類ごとに特性を考慮した上で、国から示される技術基準等に準拠しつつ、定期的な点検・診断を実施してインフラ施設の状態の的確な把握に努めます。

(2) 維持管理・更新、ユニバーサルデザイン化等の実施方針

①共通

施設を長寿命化するために、施設の機能が損なわれてから対応する「事後保全」でなく、計画的な修繕を行う「予防保全」を基本とし、長寿命化及び今後の修繕等に係る費用の低減を図ります。

なお、修繕・改修等の実施にあたっては、各施設の点検・診断結果等に基づいて策定する個別施設計画により、計画的に実施します。必要に応じてユニバーサルデザインに配慮した施設・設備に改修し、すべての利用者にとってより安全・快適に利用できる公共施設とします。

(3) 安全確保の実施方針

①共通

公共施設等の劣化や損傷による事故など、不適切な維持管理は人命にもかかわることから、点検・診断による状況把握で必要な箇所へ応急措置を実施するとともに、安全確保のための修繕を早期に実施します。

また、用途が廃止され今後も利用される見込みがない老朽化施設は、安全を確保するため、解体・撤去を基本とします。

(4) 耐震化の実施方針

①公共建築物

法令等により耐震化が必要である建築物に加え、防災拠点に位置付けられている施設など、法令上の位置付けや用途を勘案して、未対応施設について順次実施します。

②インフラ施設

インフラ施設は、日常生活の基盤であるとともに、災害時の救援・支援活動や物資輸送活動を支えます。インフラの種類ごとの機能や特性に合わせて、必要な耐震対策を図ります。

(5) 長寿命化の実施方針

①共通

現行の平均的な施設の更新周期を延長させ、施設の特性に応じた物理的な耐用年数の目標を設けて長寿命化に取り組み、予防保全によりライフサイクルコスト^{※1}(LCC)を縮減します。

長寿命化すれば改修投資の時期を遅らせ、費用負担の平準化を図ることができるものの、長寿命化の過程における修繕・改修経費が多額となり、経費に比して長寿命化の効果は小さく、反対にLCCが増加してしまう場合もあります。よって、LCC縮減の考え方に基づき、長寿命化するか建替えを行うかなどの合理的な判断が必要です。

なお、最もLCC縮減につながる予防保全・更新のタイミングや、その際に採用する工法など、施設類型ごとの機能や特性に合わせて最適な対策時期と方法を決定していきます。

※1 建物における計画・設計・施工から、その建物の維持管理、最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額を「建物のライフサイクルコスト」という。設計費が全体に占める比率は小さいものの、計画・設計の内容はその後のランニングコストに大きく影響する。

(6) 統合・廃止の実施方針

◎共通

統合・廃止といった公共施設等の再編や最適な配置を実施する場合には、まちづくりの視点をもって、地域や地区の特性と町の財政負担のバランスを総合的に考慮して進めます。

また、使用中止とした公共施設等について、売却や貸し付けなどが見込めない場合は、老朽化により安全面や治安面で周囲に悪影響を与えないよう解体・撤去を基本とします。

◎公共建築物

施設整備（新規整備、更新）事業を実施する場合は、複合化、集約化、統合を検討し、原則として施設の総量が削減できる方針をとることとします。

なお、人口動態や社会情勢などを勘案したうえで、行政サービスのあり方や政策的な必要性、運営コスト等を考慮し、施設の存続や廃止を検討します。

また、公共施設等の除却や施設の集約化・複合化の際は、当面の間活用できる地方財政措置（地方債措置）を有効に組み合わせて資金調達を図ります。

◎インフラ施設

公営企業・公営事業については独立採算を原則としており、人口の推移や需要の変化に加えて、事業全般における経営的視点からの多面的なマネジメントが必要です。策定済みの各計画との整合性を図りながら推進し、適正で持続可能な総量を検討していきます。

3. 推進体制

(1) 公共施設マネジメント会議による全庁的な推進体制

本町では、庁内の全係長による「公共施設マネジメント会議」を組織し、全庁横断的な問題意識の共有を行い、予算配分の協議を行っています。予算要求に際し、担当課の都合だけでなく、全庁的に問題意識を共有することで、持続的な町政運営と安全かつ適切な公共施設等サービスの提供を図りながら、本計画を推進します。

(2) 情報共有

持続可能で健全な施設の維持管理の検討を行うに当たり、町民と行政が、町施設に関する情報と問題意識を共有することが重要です。

公共施設を利用し支えている多くの町民と行政が問題意識を共有し、将来のあるべき姿について幅広い議論を進めるために、施設に関する情報や評価結果について、地区懇談会やホームページへの公表等、あらゆる手段を用いて積極的に開示します。

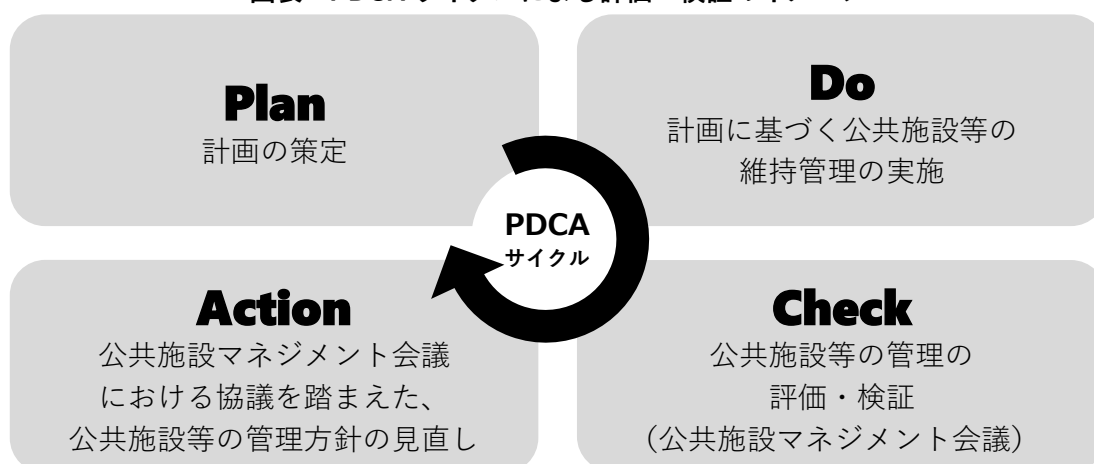
また、町民からの様々な意見を収集・整理して公共施設マネジメントに生かす仕組みについても検討します。

(3) PDCA サイクルによる評価・検証

公共施設等に対し日常の運営や維持業務を行う「運営・維持」の方針についても、「公共施設マネジメント会議」で協議を行い、方針を決定します。

また、公共施設等の維持管理に係る投資的経費の効果についても、「運営・維持」の対象である公共施設等に対し、数量（供給）、品質、コスト（財務）の面から「評価」を実施するとともに、随時、本計画に基づく取組方針の見直しや、必要な対処について検討します。

図表 PDCA サイクルによる評価・検証のイメージ



4. 公共施設の施設類型ごとの管理に関する基本方針

本町が令和4年1月1日時点で所有する公共施設等について、以下の通り、施設類型ごとの管理に関する基本方針を定めます。

(1) 町民文化系施設

町民文化系施設については、築年数が30年を超えるものが半数以上となっており、老朽化が目立つものの、必要に応じた修繕と設備更新により、施設の機能を維持しています。

一部の集会所について、町が主体となって建築した経緯から、現在も町が管理していますが、地元自治会への譲渡も含めて、今後の管理方法についての検討が必要です。

また、高齢者コミュニティセンターについては、現在は放課後児童クラブの実施施設として利用されています。令和5年度からは、放課後児童クラブは学校の空き教室を活用する方針であることから、高齢者コミュニティセンターの今後の活用方針についても改めて検討します。

経過年数別の建物数と延べ床面積

	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上 40年未満	40年以上 50年未満	50年以上 (不明含む)	合計
建物数(棟)	0	4	4	2	5	2	17
延べ床面積(m ²)	0.00	968.00	1,382.00	110.00	661.00	87.00	3,208.00

資料：藤里町固定資産台帳

藤里町の町民文化系施設（主なもの）

清水岱地区集会所、高齢者コミュニティセンター、婦人・若者等活動促進施設、中通会館、粕毛交流センター、大沢地区集会施設、米田会館、藤里町商店街コミュニティハウス、旧志茂若文化財保存庫、歴史民俗資料館、根城相撲保存庫、根城相撲更衣室兼倉庫、三世代交流施設

等

(2) 社会教育系施設

社会教育系施設については、緊急に対処が必要なものはありません。木造の施設については、積雪による倒壊の恐れがあるため、定期的な巡回点検を実施しつつ、施設機能の維持を図ります。

経過年数別の建物数と延べ床面積

	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上 40年未満	40年以上 50年未満	50年以上 (不明含む)	合計
建物数(棟)	0	0	1	2	0	0	3
延べ床面積(m ²)	0.00	0.00	33.00	42.90	0.00	0.00	75.90

資料：藤里町固定資産台帳

藤里町の社会教育系施設(主なもの)

特用植物見本園、上若文化財保存庫、志茂若文化財保存庫

等

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

本町のスポーツ・レクリエーション系施設のおよそ7割は、築30年以上が経過しており、老朽化が進んでいます。屋根や外壁の損傷や漏水がみられる施設もあり、早急に修繕を要するものもあります。

また、現在は利用中止となっている施設もあり、施設の利用状況や今後見込まれる改修費用等を総合的に判断しながら、利用されていない施設の解体も含め、今後の管理方針を検討します。

経過年数別の建物数と延べ床面積

	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上 40年未満	40年以上 50年未満	50年以上 (不明含む)	合計
建物数(棟)	4	3	3	17	5	2	34
延べ床面積(m ²)	1,514.00	418.00	1,146.25	4,389.33	2,342.00	514.00	10,323.78

資料：藤里町固定資産台帳

藤里町のスポーツ・レクリエーション系施設(主なもの)

清水岱公園、林業者等健康増進施設、旧米田小学校プール、旧米田小学校体育館、町民体育館、大沢体育館、金沢体育館、素波里園地、屋外ステージ、清水岱里山林体験交流施設、スキーハウス、分湯施設ポンプ場建物、清流荘、健康保養基地取水井管理室、藤里町健康保養館

等

(4) 産業系施設

産業系施設については、指定管理による委託対象の施設や、民間事業者に貸与中の施設が多くあります。

建物については、老朽化に伴う雨漏りや、外壁塗装が必要な施設があるものの、緊急に対処が必要な施設はみられません。しかしながら、空調設備や給水設備等の更新が必要なものがあるため、サービス提供の維持のため、計画的に設備の更新を図ります。

経過年数別の建物数と延べ床面積

	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上 40年未満	40年以上 50年未満	50年以上 (不明含む)	合計
建物数(棟)	6	3	9	9	4	6	37
延べ床面積(m ²)	573.17	1,824.00	3,697.81	2,554.98	2,085.00	813.91	11,548.87

資料：藤里町固定資産台帳

藤里町の産業系施設(主なもの)

旧藤里町食肉加工研究所、総合開発センター、旧鮎テラピアセンター、内水面漁業施設、ふるさと産業開発センター、特用林産物生産出荷施設、藤里町観光物産館、藤里町農畜産物処理加工施設、農村環境改善センター、地域資源活用起業化施設、観光案内所兼物産販売所(森のえき)、大野岱放牧場、農林水産物直売食材供給施設、地域農産物供給施設、アスパラガス転作等畑作振興用堆肥舎、地域産物集出荷加工貯蔵所、お試し移住体験住宅、栗木岱農業施設、山ぶどう管理・作業棟
等

(5) 学校教育系施設

学校教育系施設については、築年数が40年以上となっており、建物は旧耐震基準に基づき建築されています。耐震化が必要な施設はすべて耐震診断、耐震補強実施済みとなっており、緊急に対処が必要な状況ではありません。

令和5年度には義務教育学校の開校が予定されており、これに向けた校舎及び施設の改修工事を進めるとともに、閉校となる学校施設については、今後の利活用方針を検討し、必要な改修を図ります。

経過年数別の建物数と延べ床面積

	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上 40年未満	40年以上 50年未満	50年以上 (不明含む)	合計
建物数(棟)	0	0	0	0	9	4	13
延べ床面積(m ²)	0.00	0.00	0.00	0.00	5,438.25	4,432.95	9,871.20

資料：藤里町固定資産台帳

藤里町の学校教育系施設(主なもの)

藤里小学校、藤里中学校
等

(6) 子育て支援施設

子育て支援系施設については、築年数が古い建物も存在（揚水場や講堂等）するものの、保育園や幼稚園の園舎については、平成元（1989）年から平成12（2000）年の間に建てられたものとなっています。

築30年以上が経過していることから、外壁や屋根の補修が必要となっており、安全性に配慮しながら、早急な対処を図ります。

その他、消火栓ポンプや給湯器など、更新を要すると見込まれる設備についても、更新を図るとともに、施設の日常的な点検・清掃等を通じて、予防保全に努めます。

経過年数別の建物数と延べ床面積

	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上 40年未満	40年以上 50年未満	50年以上 (不明含む)	合計
建物数（棟）	0	0	0	3	0	3	6
延べ床面積（㎡）	0.00	0.00	0.00	769.00	0.00	1,002.00	1,771.00

資料：藤里町固定資産台帳

藤里町の子育て支援施設（主なもの）

藤里幼稚園、藤里保育園、旧米田保育園（貸与中）

等

(7) 保健・福祉施設

保健・福祉施設は、藤里町社会福祉協議会に貸与中のものも含めて全6施設となっています。建物の老朽化により、外壁や屋根の劣化が目立つものもあり、経過を観察しながら必要な修繕を図ります。

経過年数別の建物数と延べ床面積

	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上 40年未満	40年以上 50年未満	50年以上 (不明含む)	合計
建物数（棟）	0	0	3	3	0	0	6
延べ床面積（㎡）	0.00	0.00	2,065.00	1,213.75	0.00	0.00	3,278.75

資料：藤里町固定資産台帳

藤里町の保健・福祉施設（主なもの）

生活支援ハウス、藤里町高齢者生きがい共同利用（花卉栽培）施設、藤里共同福祉施設（地域型）、総合福祉センター、地域活動支援センター

等

(8) 医療施設

本町には、医療施設として藤里町営歯科診療所があります。建物の躯体そのものについては、緊急に対処が必要な状態ではありませんが、定期的な屋根の塗装や点検・清掃により、予防保全に努めます。

経過年数別の建物数と延べ床面積

	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上 40年未満	40年以上 50年未満	50年以上 (不明含む)	合計
建物数(棟)	0	0	0	2	0	0	2
延べ床面積(m ²)	0.00	0.00	0.00	206.00	0.00	0.00	206.00

資料：藤里町固定資産台帳

藤里町の医療施設

藤里町営歯科診療所

(9) 行政系施設

行政系施設については、緊急に建物の更新が必要な状況ではないものの、電源設備の更新が必要と指摘されています。設備の更新には、多額の費用が見込まれるため、計画的な更新を図ります。

経過年数別の建物数と延べ床面積

	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上 40年未満	40年以上 50年未満	50年以上 (不明含む)	合計
建物数(棟)	2	2	1	5	0	2	12
延べ床面積(m ²)	405.00	120.00	80.00	246.00	0.00	1,020.00	1,791.00

資料：藤里町固定資産台帳

藤里町の行政系施設(主なもの)

藤里町役場、第1分団消防器具置場、第2分団消防器具置場、第3分団消防器具置場(粕毛)、第3分団消防器具置場(矢坂)、第4分団格納庫(消防器具置場)、第5分団消防器具置場(湯の沢)、第5分団消防器具置場(金沢)、第6分団消防器具置場

等

(10) 公営住宅

公営住宅のうち、20棟については、旧耐震基準に基づき建築されており、現在の耐震基準を満たしていません。住宅の入居状況、耐震化費用及び本町の財政状況等総合的な判断により、当該住宅の耐震化の予定はありません。

町として、入居者への売却も含めた検討を行ってきましたが、入居者の安全を第一に、入居者が退居した住宅から順次解体を実施します。

その他の住宅については、給湯器の更新や屋根の塗装が必要となっていますが、入居者への理解を求めつつ、計画的な更新を図ります。

経過年数別の建物数と延べ床面積

	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上 40年未満	40年以上 50年未満	50年以上 (不明含む)	合計
建物数(棟)	0	0	29	15	20	0	64
延べ床面積(m ²)	0.00	0.00	2,510.00	1,073.56	972.00	0.00	4,555.56

資料：藤里町固定資産台帳

藤里町の公営住宅

柏毛団地、清水岱団地、清水岱第二団地、朝日ヶ丘団地

(11) 供給処理施設

供給処理施設については、緊急に対処が必要なものではありません。しかしながら、不燃物処理場の車庫については、使用頻度が少ないものの老朽化が目立つようになっており、深刻な損傷を受けることのないよう、予防保全に努めます。

経過年数別の建物数と延べ床面積

	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上 40年未満	40年以上 50年未満	50年以上 (不明含む)	合計
建物数(棟)	1	0	0	0	1	0	2
延べ床面積(m ²)	148.00	0.00	0.00	0.00	46.00	0.00	194.00

資料：藤里町固定資産台帳

藤里町の供給処理施設(主なもの)

不燃物処理場車庫、塵芥収集車庫

等

(12) その他

その他の施設については、旧坊中小学校体育館について、老朽化が進んでおり、安全面の観点から、継続利用については検討が必要な状態となっています。

また、漏水等の発生している施設もあり、早急な対処が必要となっています。

その他、公衆トイレについては、使用中中止中のものもあり、今後の利用については、施設解体も含めて検討します。

経過年数別の建物数と延べ床面積

	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上 40年未満	40年以上 50年未満	50年以上 (不明含む)	合計
建物数(棟)	5	4	6	1	6	3	25
延べ床面積(m ²)	499.00	139.00	1,573.61	40.00	89.33	2,338.31	5,125.92

資料：藤里町固定資産台帳

その他

藤里倉庫、湯の沢温泉バス停留所、湯の沢温泉前バス停留所、藤里町斎場風華苑、建設機械車庫、作業員控所職員室(棟)、旧坊中小学校体育館、学校給食センター、素波里ダム公衆便所、岳岱公衆用トイレ、くるみ台公衆用トイレ及び炊事場、東屋、小岳登山口トイレ、駒ヶ岳登山口トイレ、峨滝の滝親水公園便所、墓地公園管理棟

等

(13) 上水道施設

上水道施設については、緊急に対処が必要なものはありません。

必要に応じて適宜修繕等を実施しながら、予防保全に努めます。

経過年数別の建物数と延べ床面積

	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上 40年未満	40年以上 50年未満	50年以上 (不明含む)	合計
建物数(棟)	3	0	11	14	14	3	45
延べ床面積(m ²)	96.75	0.00	379.72	468.01	469.13	35.00	1,448.60

資料：藤里町固定資産台帳

藤里町の上水道施設(主なもの)

藤琴・粕毛水源池、矢坂水源池、米田水源池、一の渡水源池、高石沢水源池、真名子水源池、藤琴配水池、院内岱配水池、粕毛配水池、大沢配水池、矢坂配水池、米田低区配水池、米田高区配水池、一の渡配水池、高石沢配水池、湯の沢配水池、寺屋布配水池、真名子配水池、藤琴管理棟、粕毛管理棟、矢坂管理棟、米田管理棟、一の渡管理棟、高石沢管理棟、真名子管理棟、院内岱ポンプ場、大沢ポンプ場、湯の沢ポンプ場、寺屋布ポンプ場、矢坂計量室、米田低区計量室、米田高区計量室

等

(14) 下水道施設

下水道施設については、緊急に対処が必要なものではありません。
必要に応じて適宜修繕等を実施しながら、予防保全に努めます。

経過年数別の建物数と延べ床面積

	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上 40年未満	40年以上 50年未満	50年以上 (不明含む)	合計
建物数(棟)	0	4	0	0	0	0	4
延べ床面積(m ²)	0.00	1,359.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1,359.00

資料：藤里町固定資産台帳

藤里町の下水道施設(主なもの)

藤里浄化センター(大沢)、中通地区農業集落排水処理施設

等

5. 道路・橋梁の管理に関する基本方針

(1) 道路

維持管理については、予防保全維持管理の考えを基本とした修繕等を行うことで、トータルコストの縮減及び平準化を図り、新規投資については、必要箇所を厳選し、「社会資本総合整備計画」等の計画に基づき計画的に実施していきます。

(2) 橋梁

維持管理について、予防保全維持管理の考えを基本とした修繕等を行うことで長寿命化、トータルコストの縮減及び平準化を図り、新規投資については、必要箇所を厳選し、「社会資本総合整備計画」、「藤里町橋梁長寿命化修繕計画」等の計画に基づき計画的に実施していきます。

藤里町公共施設等総合管理計画

発行 : 秋田県藤里町
編集 : 藤里町総務課
発行年月日 : 令和4年3月

〒018-3201 秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴8番地
電話:0185-79-2111(代表) FAX:0185-79-2293